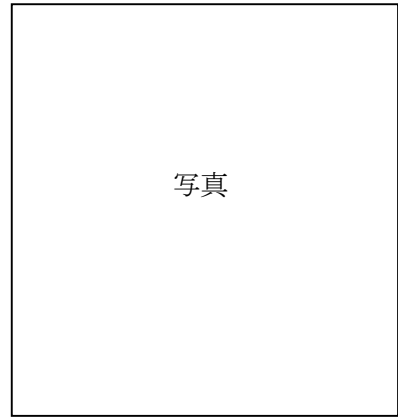


芦屋市子ども・若者計画

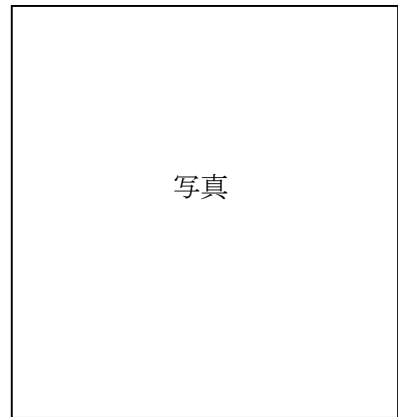
【原案】

芦 屋 市

はじめに



芦屋市長 山中 健



平成 27 年 3 月

芦屋市教育委員会 教育長 福岡 憲助

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1	芦屋市の動向・現状	4
2	全国の就労等の状況	11
3	全国のひきこもり、若年無業者（ニート）の状況	12
4	アンケート調査等からみる子ども・若者の意識実態について	15

第3章 基本的な考え方

1	基本理念	22
2	計画の体系	22

第4章 計画内容

重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
(1)	社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成	24
(2)	情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供	28
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
(1)	困難を有する子ども・若者の包括的な支援	30
(2)	子ども・若者にとって困難な課題への支援	33
重点目標3	子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する	
(1)	社会参加と居場所の充実	36
(2)	学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援	38

第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 計画の進行管理（重点事業の設定）・・・・・・・・・・・・ 42

資料編

- 1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 芦屋市青少年問題協議会条例・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 芦屋市青少年問題協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 48
- 4 芦屋市子ども・若者計画推進本部設置要綱・・・・・・・・ 49

1 計画策定の趣旨

近年、少子化、核家族化、情報化、経済情勢などの影響を受け、子ども・若者を取り巻く環境は大きく様変わりしています。このような社会環境の変化の中で、家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の衰えが指摘され、子ども・若者にとって犯罪や非行、不登校、いじめなども深刻な問題となっています。

さらに、雇用形態の急激な変化による非正規労働者の増大、若年無業者（ニート※1）数の高止まり等は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。

こうした中、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月に施行されました。

また、平成22年7月に定められた子ども・若者育成支援推進法の大綱である「子ども・若者ビジョン」においては、人間関係の希薄化による家庭や地域における養育力の低下が指摘されています。

子ども・若者が成長・発達するための基礎的な関係づくりをはじめ、困難を有する人々への支援はもちろんのこと、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていかなければならないことや、必要な費用は「未来への投資」と位置付けて施策を推進していくことなどが盛り込まれました。

芦屋市においては、平成25年3月に、このような社会的な動向から、総合計画の子育てに関する部門別計画となる「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に包含して、子ども・若者支援にかかる項目を追加し、子ども・若者育成支援編として計画を策定しました。こうした中、同行動計画が平成26年度をもって計画期間が終了するにあたり、これまで取り組んできた同行動計画の子ども・若者に関する事項を整理・見直しを行い、平成27年度を始期として「芦屋市子ども・若者計画」を改めて策定するものです。

この新しい「芦屋市子ども・若者計画」は、乳幼児期から学童期の育ちを支える事業と環境問題も視野に入れつつ、思春期から30歳代までの不登校やひきこもり、若年無業者（ニート）の子ども・若者をできるだけ早期に支援するために、家庭・地域・学校・行政・NPO等がこれまでの既存の枠を越えて連携し、発見、相談から自立にいたるまで一貫して支援する仕組みを構築することを中心に策定するものです。

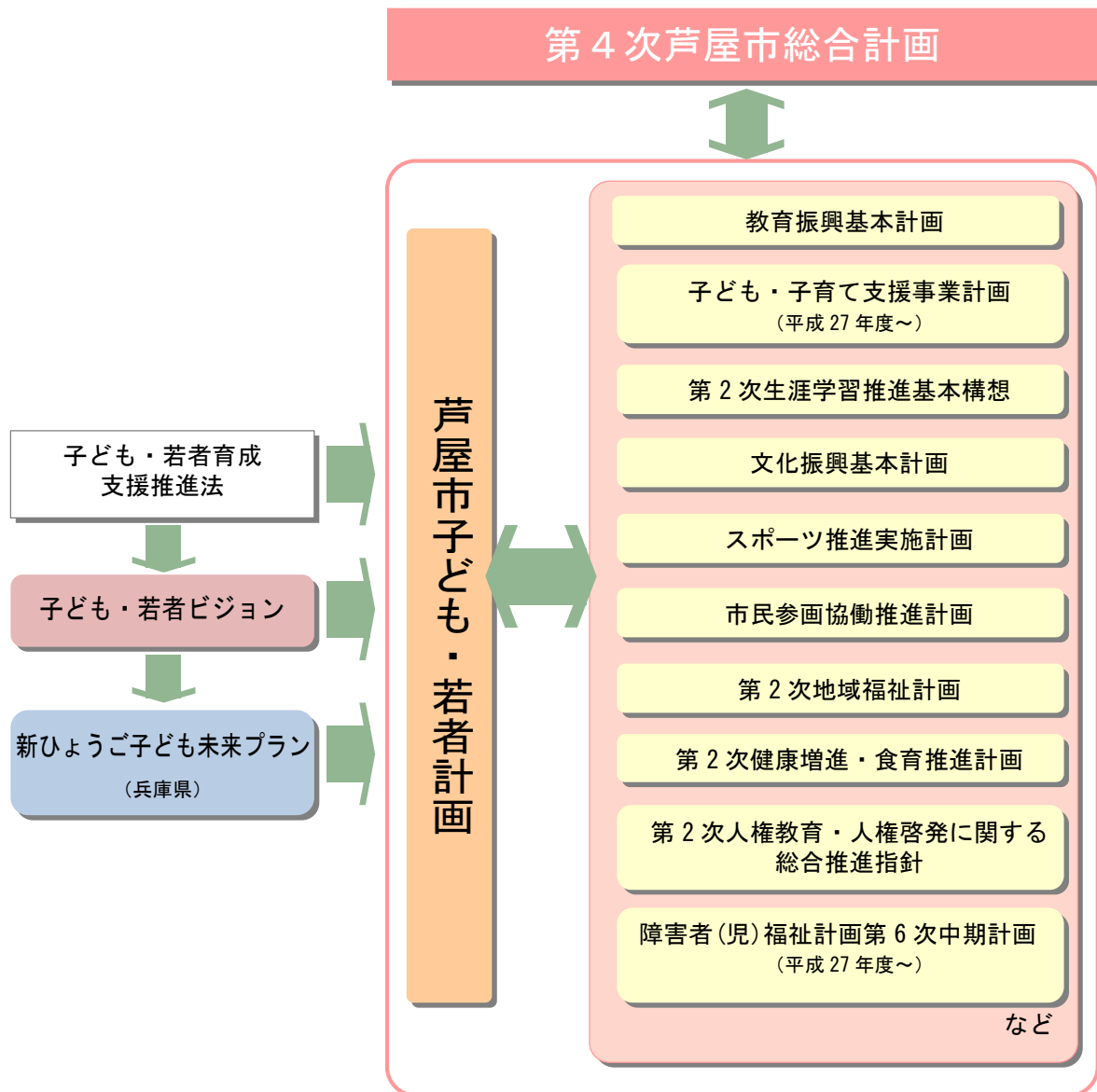
※1 ニートとは、「職に就いておらず、学校等の教育機関に所属せず、就労に向けた活動をしていない15～34歳の未婚の者」のことで、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者と表現しており、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいいます。本計画では若年無業者（ニート）と表記します。

2 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

本計画の策定にあたっては、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合性を図り策定しています。特に、これまで芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画に包含して定めていた「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度以降単独策定予定）の内容については対象年齢や施策の関連上、本計画と密接な関係があることから、双方に整合を図りながら推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。

なお、新たな課題や環境の変化、国の動向等に対応できるよう、柔軟性をもって計画を推進します。

4 計画の対象

これまでの計画の対象者は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、0 歳から 30 歳代の者までとしてきましたが、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」との役割分担を行い、乳幼児期から学童期の育ちを踏まえた上で、特に思春期（12 歳以上）から、青年期・ポスト青年期（30 歳代）までの子ども・若者に照準を当てます。

◎本計画での「ポスト青年期」は、30 歳から 40 歳未満の者。

【国の子ども・若者ビジョンにおける子ども・若者等の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生からおおむね 18 歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者

子ども・若者を取り巻く社会環境が大きく変化している中、全国調査では、ひきこもりの子ども・若者が約70万（1.79%）と推計され、本市人口に換算すると約400人と算定されます。

今回実施したアンケートの全体傾向としては、本市の子どもたちと両親の関係について、良好な関係を築いてきている親子が多く、また、自らの価値や存在意義を肯定できる自己肯定感が高い子ども・若者も多くなっています。幼少期における養育・保育・教育が子どもの育ちに影響していることがうかがわれます。

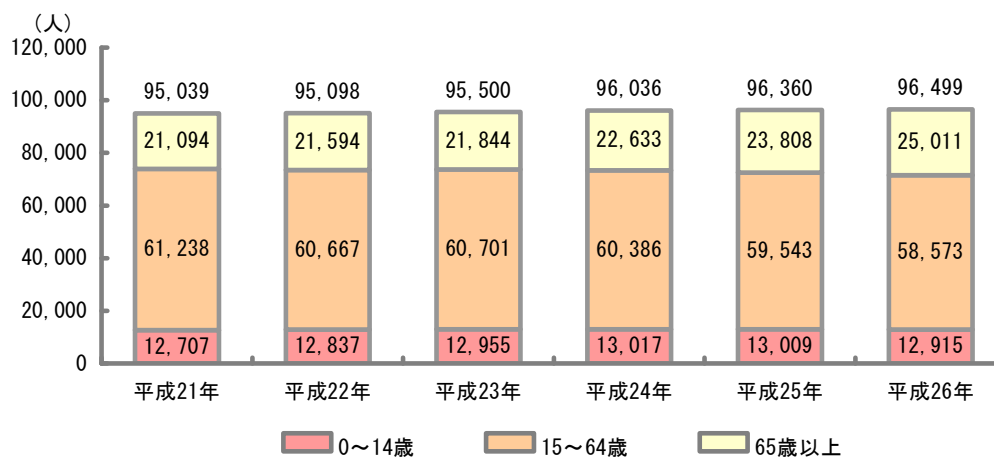
しかし、悩みや心配があった場合に誰にも相談しない、ふだん外出をさけているなどの現状が見られることから、すべての子ども・若者が健やかに育つとともに、支援を必要とする人が自立に向かって支援が受けられる仕組みを構築していくことが重要です。

1 芦屋市の動向・現状

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、近年5年間で増加傾向にあります。0～14歳の年少人口は約13,000人で横ばいです。

【 芦屋市の人口の推移 】

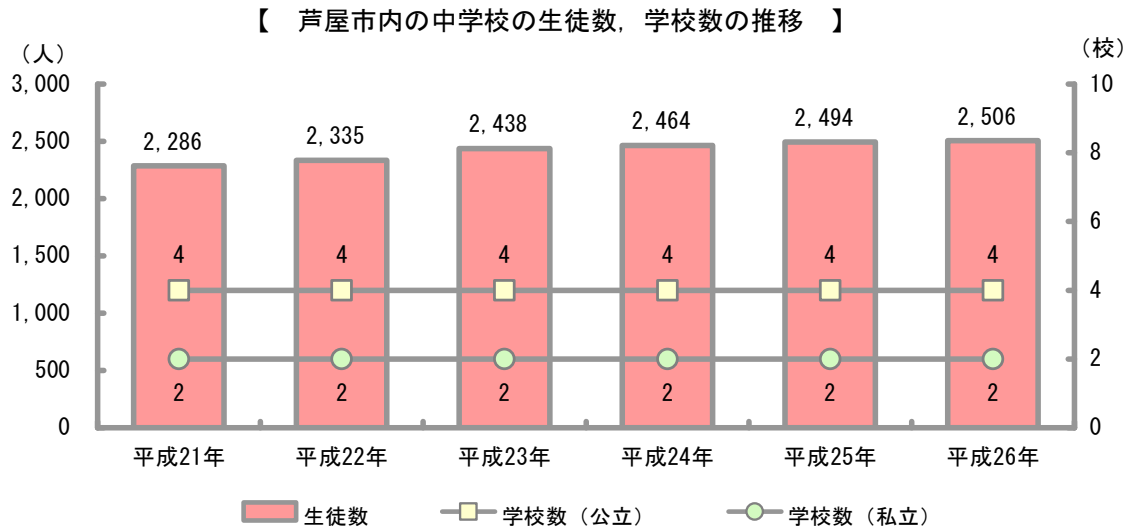


資料：住民基本台帳・外国人登録台帳（各年4月1日現在）

(2) 中学校・高等学校の状況

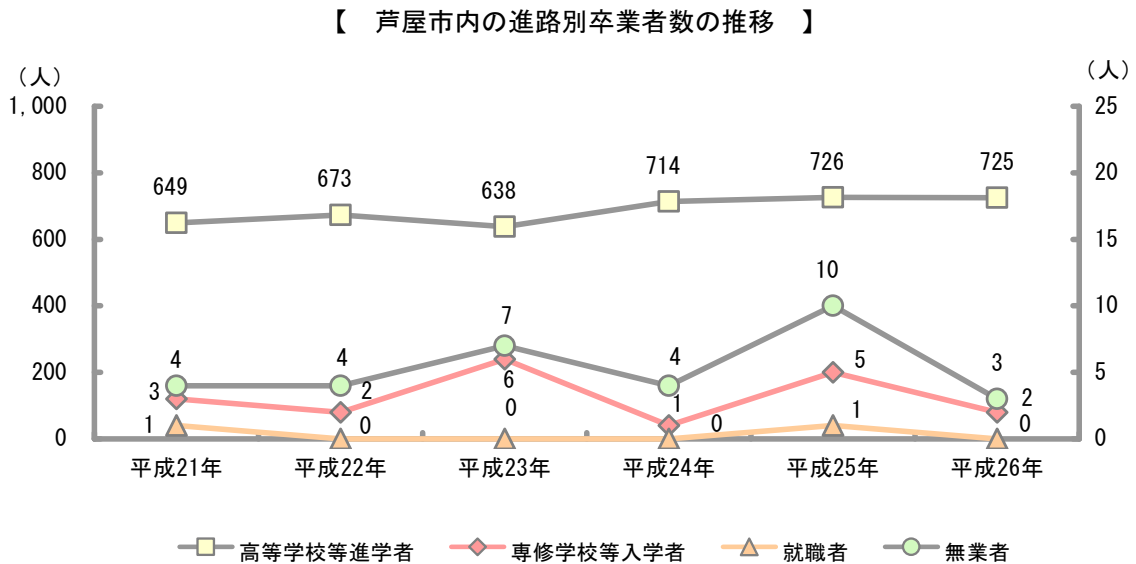
① 芦屋市内の中学校の状況

本市の中学校の生徒数、学校数の推移をみると、生徒数は平成21年度から平成26年度の6年間で、220人増加しています。学校数は近年6年間変化はありません。



資料：学校基本調査に基づく（各年5月1日現在）

本市の進路別卒業生数の推移をみると、高等学校等進学者は増加傾向にあります。平成21年度に4人であった無業者が、平成25年では10人に増加しました。

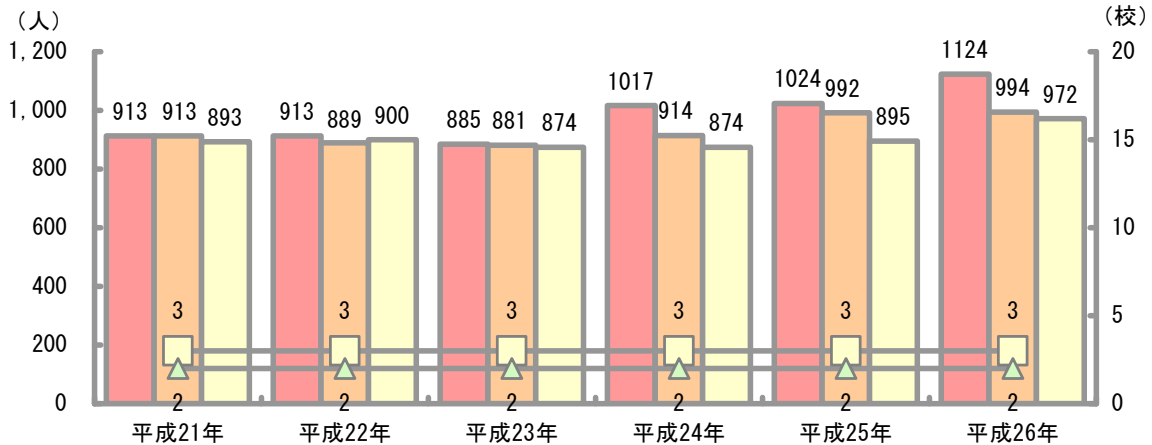


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

② 芦屋市内の高等学校の状況

本市の高等学校の生徒数と学校数の推移をみると、平成21年度では1学年から3学年まで、おおむね生徒数が同じに対し、平成24年度では1学年と3学年で140人以上の差があります。1学年（全日制）の生徒数が、学年が高くなるにつれ減少して行くと考えられます。学校数は近年6年間変化ありません。

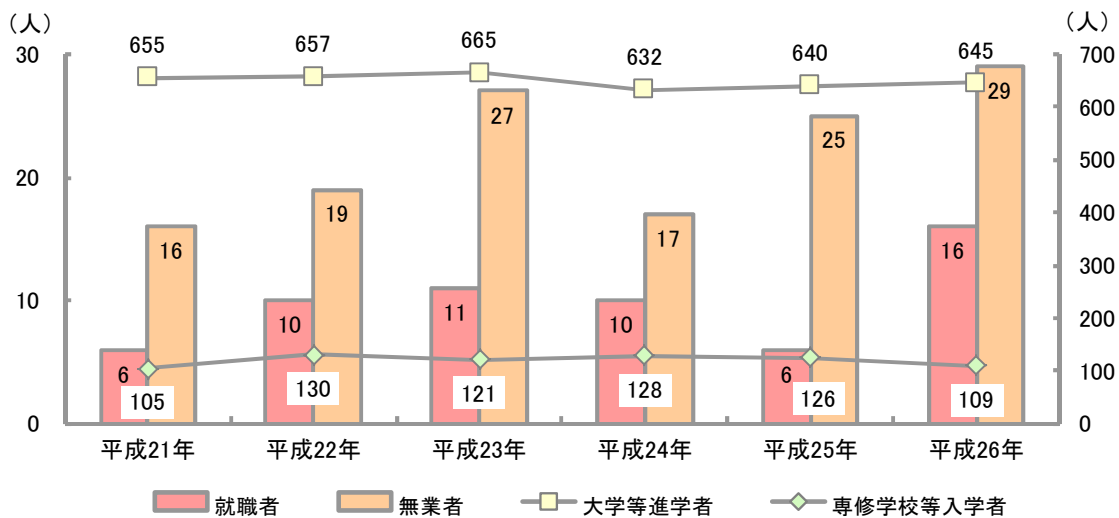
【 芦屋市内の高等学校の生徒数と学校数の推移 】



資料：学校基本調査に基づく（各年5月1日現在）

高等学校の進路別卒業生数の推移をみると、大学等進学者数、専修学校等入学者数はおおむね横ばいです。就職者数、無業者数ともにわずかに増加傾向にあります。平成25年度で就職者に対して無業者が4倍となっています。

【 芦屋市内の高等学校の進路別卒業生数の推移 】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 問題行動の現状（芦屋市）

問題行動とは、「対教師暴力」「生徒間暴力」「万引き」「家出」「飲酒・喫煙」等の行為をいいます。中学校の問題行動件数は平成 25 年度で 603 件となっており、平成 21 年度以降、最も多くなっています。

【 問題行動件数の推移 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	30 件	24 件	46 件	30 件	31 件
中学校	420 件	569 件	548 件	481 件	603 件
合 計	450 件	593 件	594 件	511 件	634 件

資料：学校教育課

(4) いじめの現状（芦屋市）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

本市では、平成 25 年 9 月施行の「いじめ防止対策推進法」第 12 条第 1 項の規定を受け、学校・保護者・地域・行政が一体となり、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処などが体系的かつ計画的に行われるよう、「芦屋市いじめ防止基本方針」を策定しました。

【 いじめ認知件数の推移 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	－	－	－	26 件	21 件
中学校	－	－	－	25 件	31 件
合 計	－	－	－	51 件	52 件

資料：学校教育課

(5) 不登校の現状（芦屋市）

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状態にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいいます。

本市の不登校児童生徒数の推移をみると、小学生児童数については平成23年度から微減傾向が示されています。中学生生徒数については、横ばいです。近年5年間で大幅な人数の増減は見られません。

【 不登校児童生徒数の推移 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	16人	12人	17人	14人	9人
中学校	31人	50人	45人	42人	47人
合計	47人	62人	62人	56人	56人

資料：学校基本調査

【 不登校児童生徒数の割合 】

(%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	芦屋市	0.35	0.26	0.36	0.30	0.19
	兵庫県	0.22	0.23	0.25	0.25	0.27
	全国	0.32	0.32	0.32	0.31	0.36
中学校	芦屋市	1.48	2.39	2.05	1.89	2.08
	兵庫県	2.69	2.60	2.60	2.55	2.61
	全国	2.77	2.73	2.64	2.56	2.69

資料：学校基本調査

適応教室は不登校の傾向を持つ子どもたちのために用意された場所です。平成24年度から平成25年度をみると、在籍者数は横ばいです。近年5年間をみても、大幅な在籍者数の増減や、極端な増減は見られません。

【 適応教室 在籍者数 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	2人	1人	3人	6人	7人
中学校	18人	10人	11人	13人	12人
合計	20人	11人	14人	19人	19人

資料：学校教育課

(6) 体力の状況（芦屋市）

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

文部科学省が行っている「新体力テスト」では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目のテストを実施しています。

芦屋市では男女とも、全国の平均値を下回る結果となっています。

【 男子 新体力テスト合計点 】

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校 6 年生	芦屋市	60.5	59.2	60.4
	全 国	61.3	62.3	61.0
中学校 3 年生	芦屋市	48.9	46.3	46.0
	全 国	49.4	51.0	51.4

資料：学校教育課

【 女子 新体力テスト合計点 】

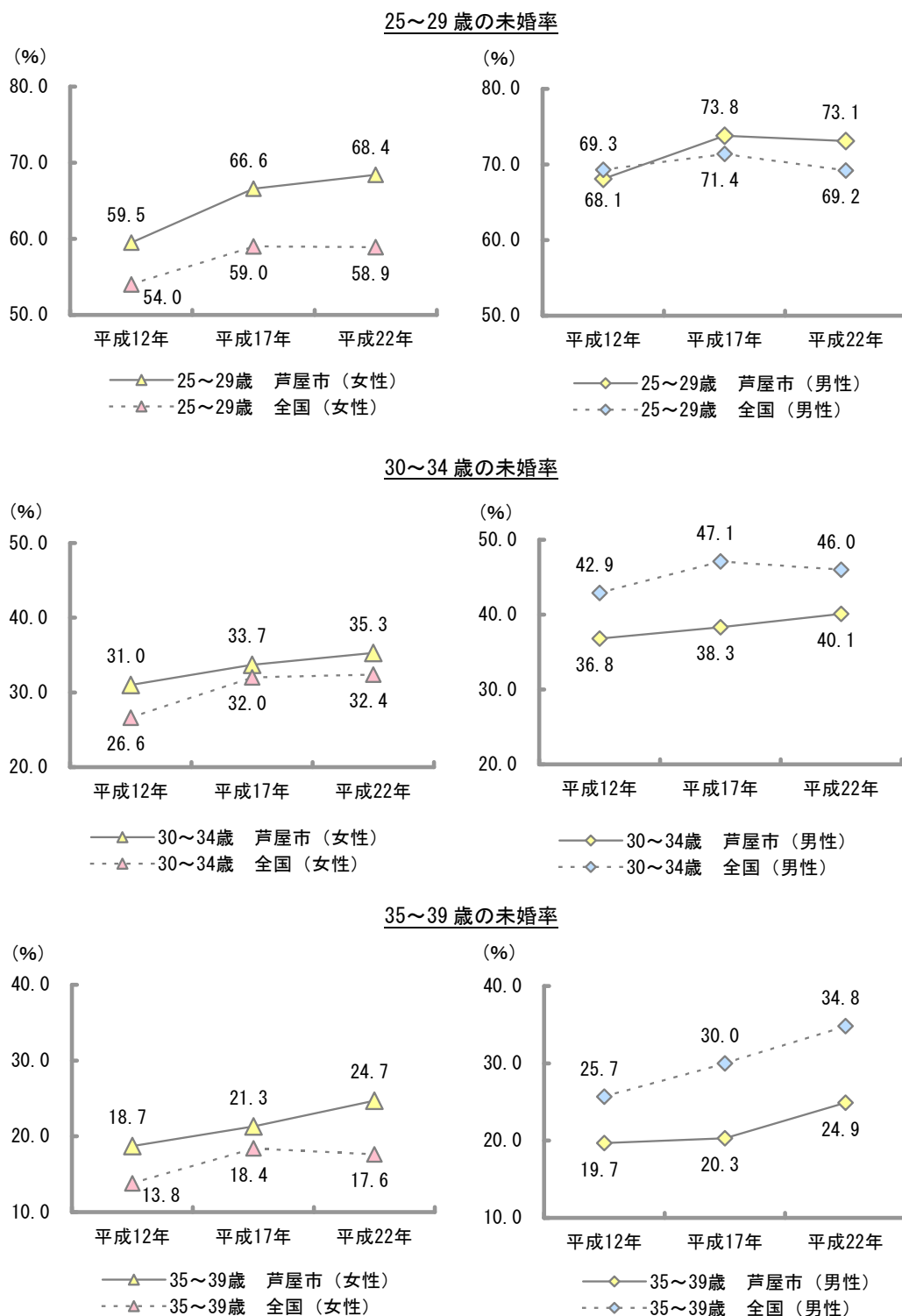
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校 6 年生	芦屋市	58.9	58.3	59.2
	全 国	61.2	61.6	61.6
中学校 3 年生	芦屋市	49.9	48.7	47.3
	全 国	51.0	52.3	53.9

資料：学校教育課

(7) 若者の未婚率の状況（芦屋市）

未婚率の推移をみると、若者の未婚率が上昇傾向にあります。男女別でみると、おおむね男性の未婚率が女性より高くなっています。平成22年の30歳代後半の未婚率をみると、男女とも約4分の1が未婚となっています。

【 芦屋市の若者未婚率の推移 】



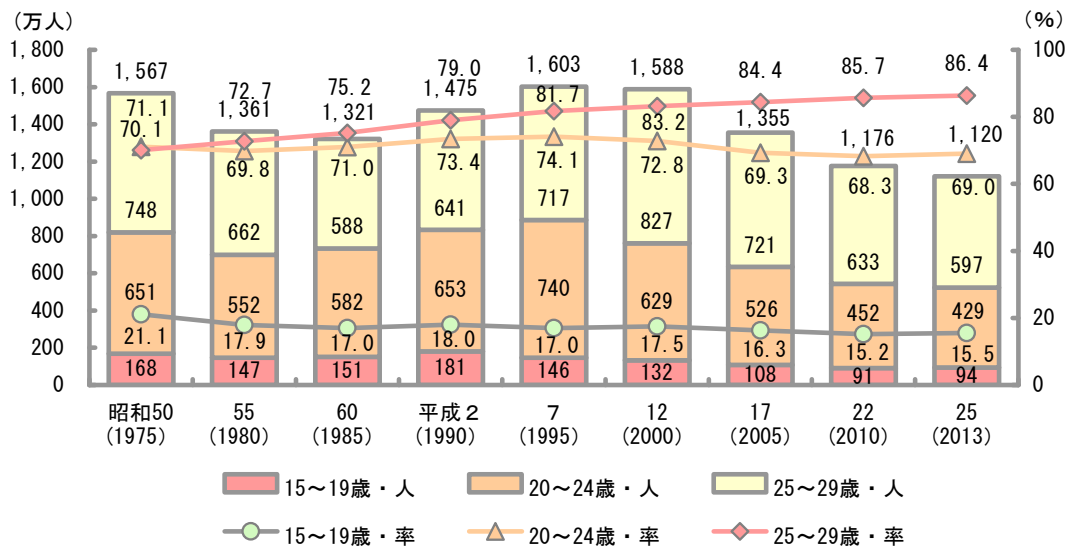
資料：国勢調査

2 全国の就労等の状況

(1) 若者の就労を取り巻く状況

我が国の労働力人口の減少は続いています。労働力率は15～19歳と20～24歳では減少傾向にあり、25～29歳では増加傾向にあります。

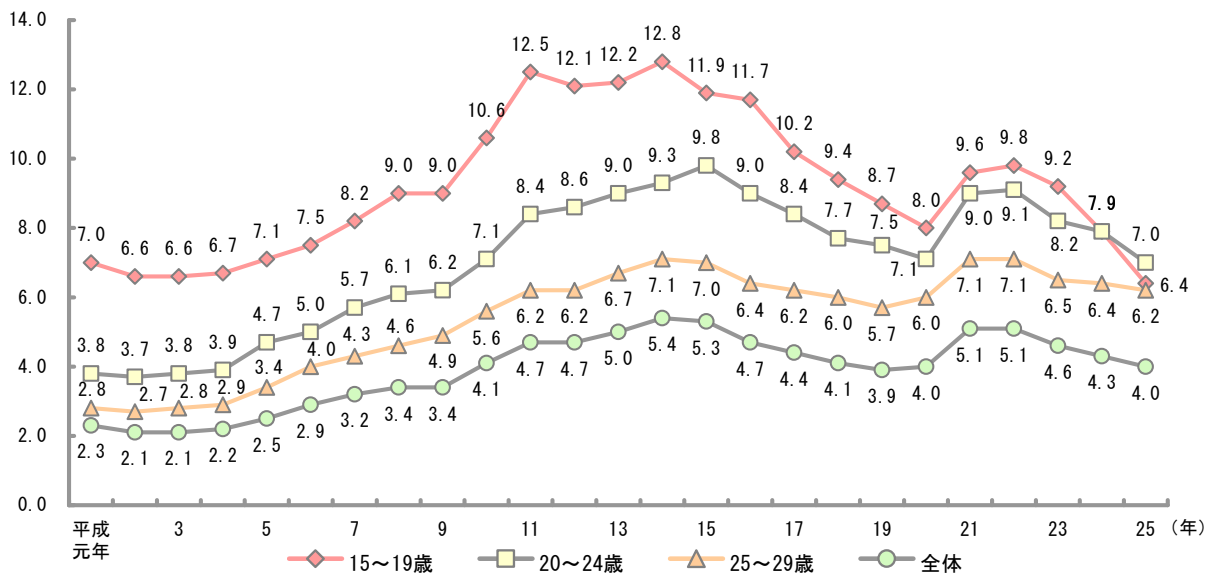
【 国の労働力人口と労働力率の推移 】



資料：総務省「労働力調査」

若者の失業率の推移をみると、全体平均に比べ高い割合を維持しながら推移していることが示されています。

【 若者の失業率の推移 】



資料：総務省「労働力調査」

3 全国のひきこもり，若年無業者（ニート）の状況

(1) 全国におけるひきこもりの状況

平成 22 年に内閣府による「ひきこもりに関する実態調査」が行われ，全国の 15～39 歳までの子ども・若者の 1.79%，約 69 万 6 千人がひきこもり状態にあると推計されました。ひきこもりは男性が 66%を占め，年齢別では 10 代 15%，20 代 39%，30 代 46%の割合であり，その期間は 6ヶ月以上 3 年未満が 54.2%，7 年以上という人も 16.9%あるという調査結果をまとめています。

ひきこもりの若者は，全国で約 70 万人と推計されています

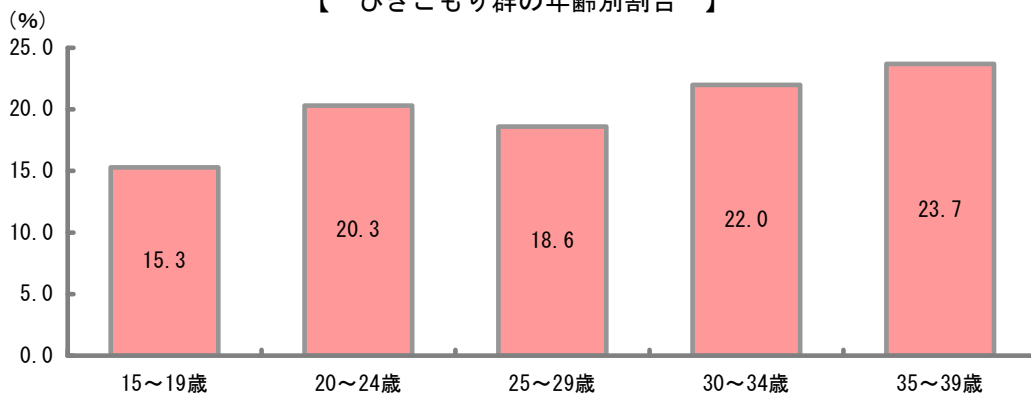
(平成 22 年内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」)

【 ひきこもりの子ども・若者 】

区 分		推計数	有効回収率に占める割合	ひきこもり群の定義の内容
広義のひきこもり	狭義のひきこもり	23.6 万人	0.61%	・ 自室からほとんど出ない ・ 自室からは出るが，家からは出ない ・ ふだんは家にいるが，近所のコンビニなどには出かける
	準ひきこもり	46.0 万人	1.19%	・ ふだんは家にいるが，自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する
	合 計	69.6 万人	1.79%	
ひきこもり親和群		155 万人	3.99%	・ 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる ・ 自分も，家や自室に閉じこもりたいと思うことがある ・ 嫌な出来事があると，外に出たくなる ・ 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

※ 内閣府「ひきこもりに関する実態調査」平成 22 年 2 月調査 15～39 歳 5,000 人対象，有効回収率 65.7%
ただし，※現在の状態になって 6ヶ月以上の者のみ
※ 芦屋市の広義のひきこもり者の割合は 1.17%。
「子ども・若者計画に関するアンケート調査」平成 26 年 6 月調査 15～39 歳 5000 人対象，有効回収率 35.7%

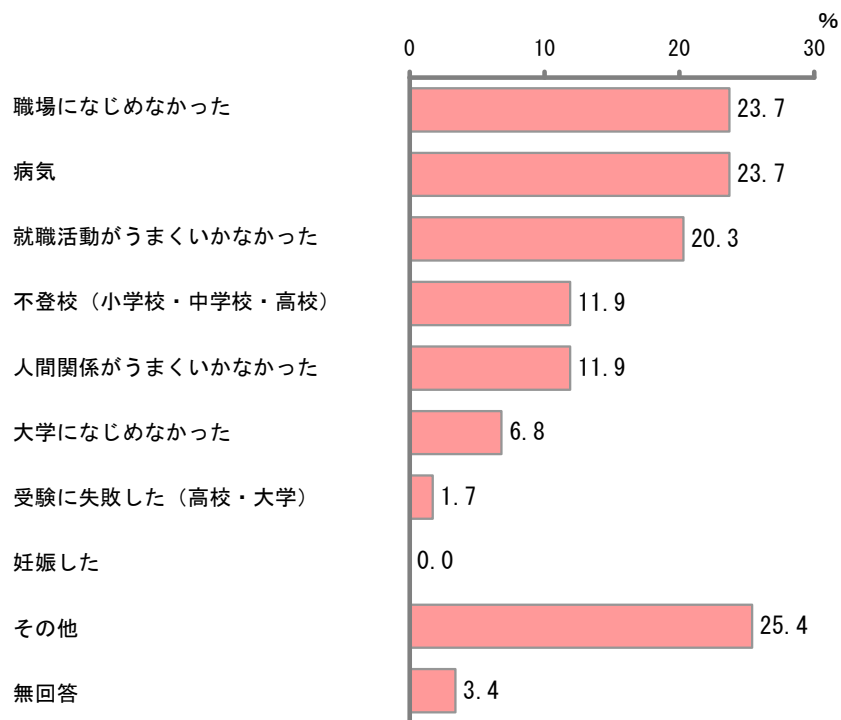
【 ひきこもり群の年齢別割合 】



資料：平成 22 年内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」

ひきこもりになったきっかけは、仕事や就職に関するものが多く、職場や大学になじめなかった、人間関係がうまくいかなかったなど、人との関わりに問題を持つ理由が多くみられます。

【 ひきこもりの理由 】



資料：内閣府（2010）「若者の意義に関する調査（引きこもりに関する実態調査）」



(2) 全国における若年無業者（ニート）等の状況

若年人口の減少にもかかわらず、フリーター、若年無業者（ニート）の若者の数は依然として高い水準にあります。

※ フリーター：15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、次の①～③の条件の者。

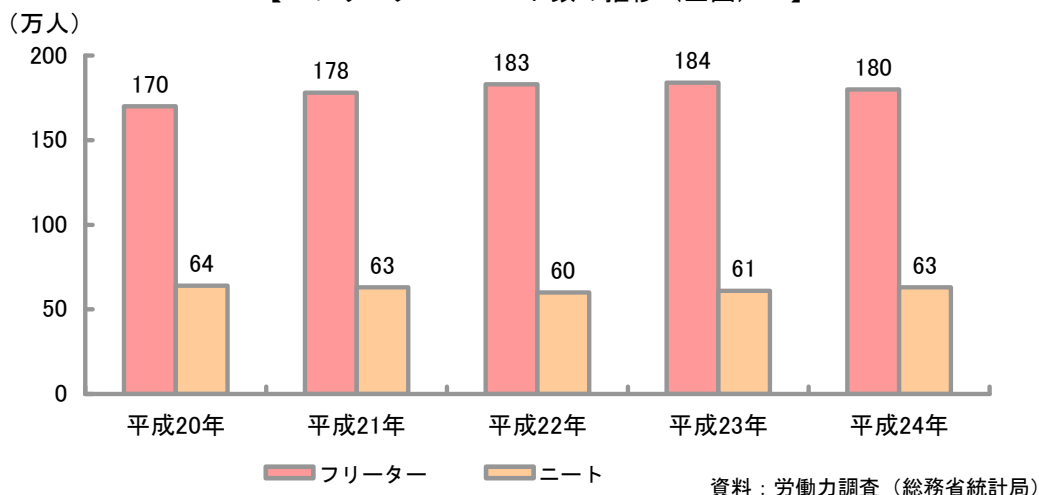
①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者

②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者

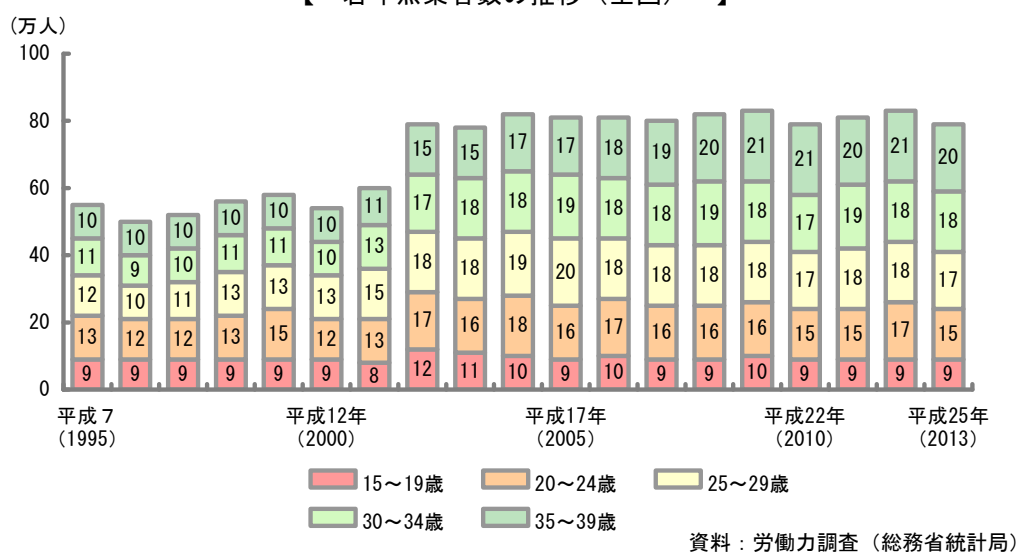
※ 若年無業者（ニート）：15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

【 フリーター・ニート数の推移（全国） 】



若年無業者の数は、平成14年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しています。平成25年は60万人で、前年より3万人減少しました。平成25年の若年無業者数を年齢階級別にみると、15～19歳が9万人、20～24歳が15万人、25～29歳が17万人、30～34歳が18万人となっています。

【 若年無業者数の推移（全国） 】



4 アンケート調査等からみる子ども・若者の意識実態について

子ども・若者施策の対象となる世代の意識や行政に対する要望などから、「芦屋市子ども・若者計画」の見直しに役立てるため、アンケート調査を実施しました。また、芦屋市に在学する子ども・若者や関係団体等の「生の声」を聞くため、ヒアリングやワークショップを実施しました。

(1) 各調査等の概要

① 子ども・若者計画に関するアンケート調査

ア 調査対象

芦屋市内の15歳～39歳（25,628名※）の内、5,000名を無作為抽出
※平成26年5月20日現在

イ 調査期間

平成26年6月2日から平成26年6月16日

ウ 調査方法

郵送による配布・回収

エ 回収状況

配布数：5,000通 有効回収数：1,785通 有効回収率：35.7%

② 若者調査

ア 調査対象

芦屋市立中学校（山手・精道・潮見）、兵庫県立芦屋高等学校、クラーク記念国際高等学校、芦屋学園短期大学、芦屋大学 計209名

イ 調査期間

平成26年9月10日から平成26年9月26日

ウ 調査方法

各学校・大学で配布・回収

③ 関係機関・相談機関ヒアリング

- 1 関係機関 PTA協議会、子ども会連絡協議会、愛護委員会・愛護協会
- 2 相談機関 青少年育成愛護センター、若者相談センター「アサガオ」、カウンセリングセンター

④ 若者ワークショップ

芦屋大学学生、新成人企画チーム

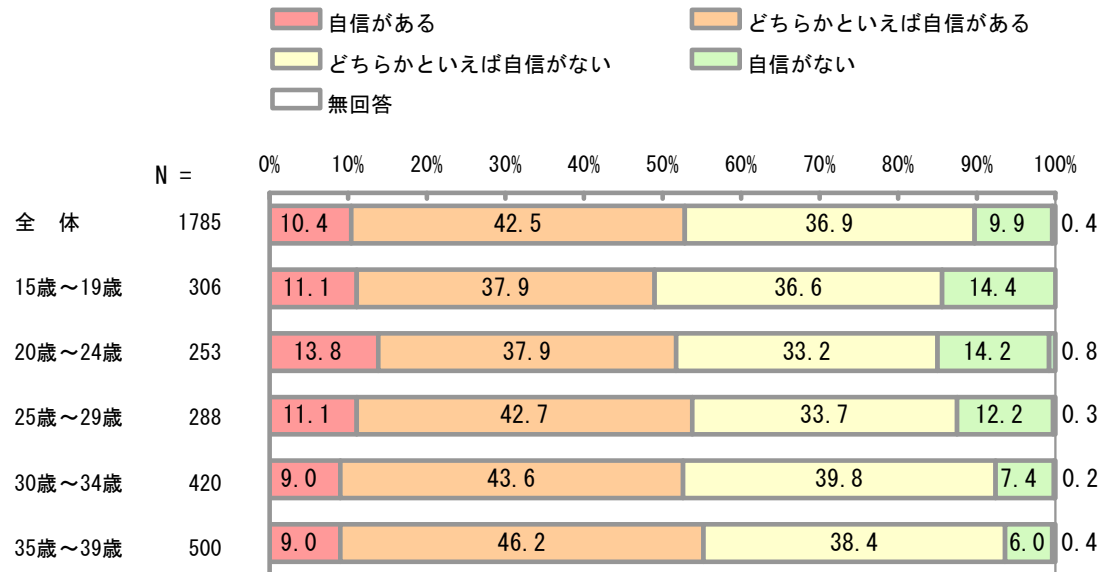
(2) 子ども・若者計画に関するアンケート調査の主な結果

N：アンケートの有効回答者

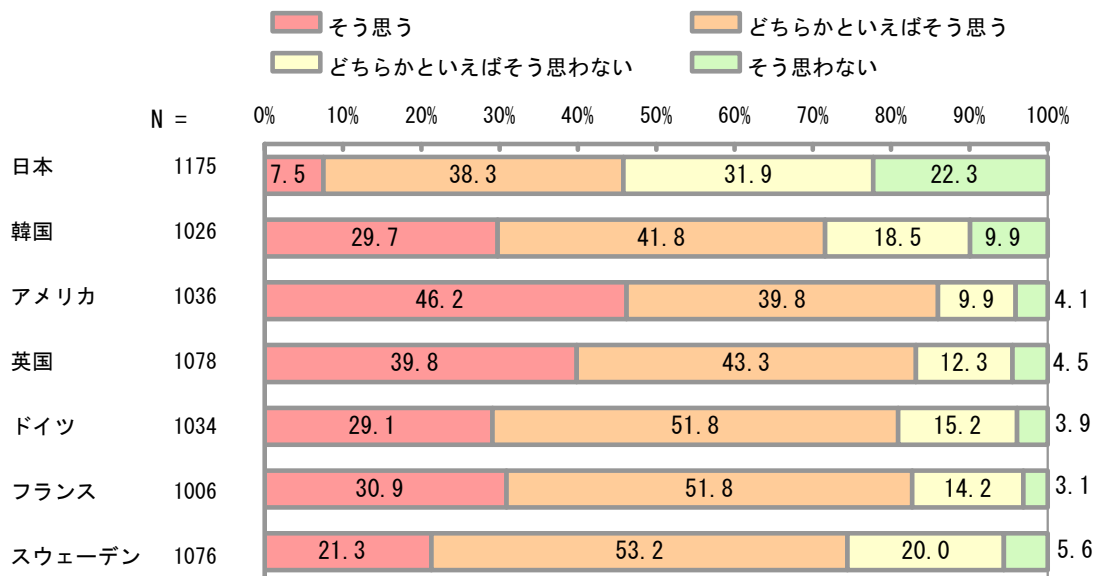
① 自分に自信がありますか。

「自信がある」と「どちらかといえば自信がある」をあわせた“自信がある”の割合52.9%、「どちらかといえば自信がない」と「自信がない」をあわせた“自信がない”の割合が46.8%となっています。

年齢が上がるごとに、「自信がない」の割合が低くなっています。



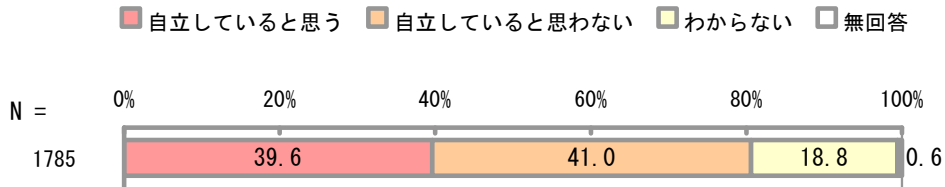
【参考（国別「私は自分自身に満足している」）】



『平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査より』

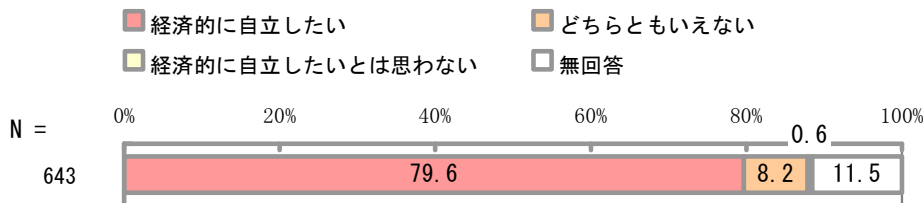
② あなたは、自分が自立していると思いますか。

「自立していると思わない」の割合が41.0%と最も高く、次いで「自立していると思う」の割合が39.6%、「わからない」の割合が18.8%となっています。



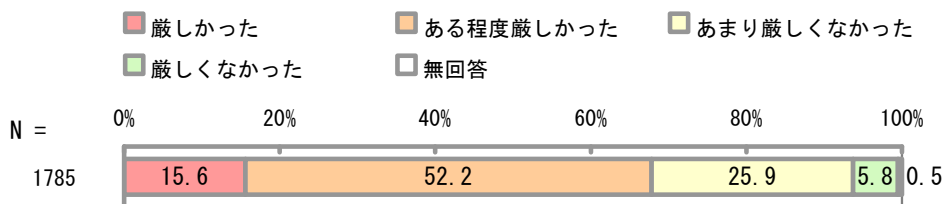
③ 将来、経済的に自立したいと思いますか。

「経済的に自立したい」の割合が79.6%と最も高くなっています。



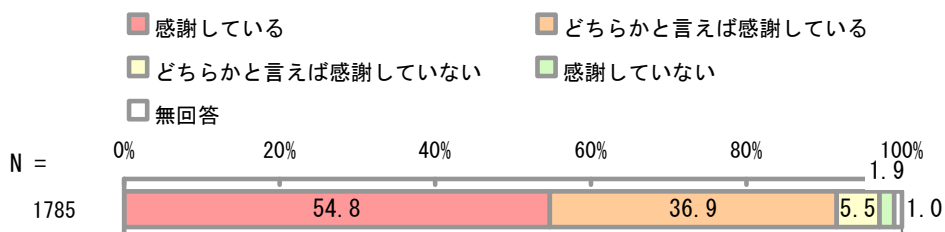
④ あなたの受けた家庭のしつけはどの程度ですか。

「ある程度厳しかった」の割合が52.2%と最も高く、次いで「あまり厳しくなかった」の割合が25.9%、「厳しかった」の割合が15.6%となっています。



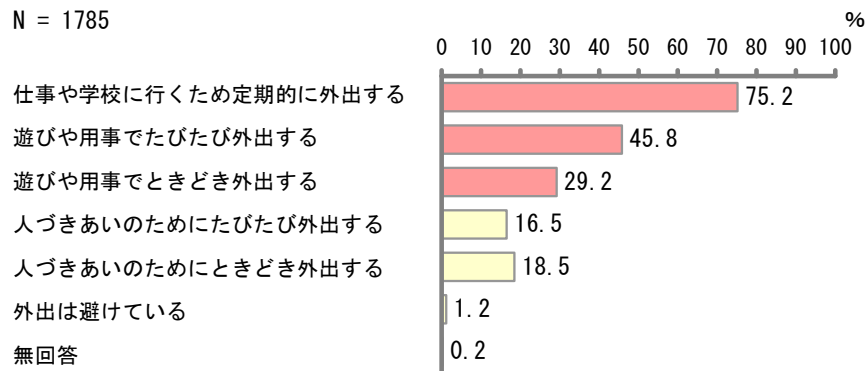
⑤ あなたはしつけをどう受け止めていますか。

「感謝している」の割合が54.8%と最も高く、次いで「どちらかと言えば感謝している」の割合が36.9%となっています。



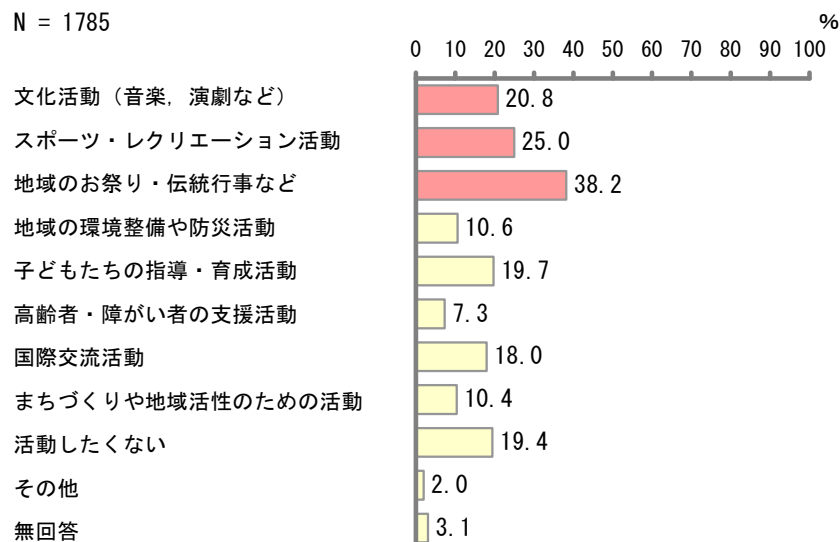
⑥ あなたは普段どの程度外出しますか。

「仕事や学校に行くため定期的に外出する」の割合が75.2%と最も高く、次いで「遊びや用事でたびたび外出する」の割合が45.8%、「遊びや用事でときどき外出する」の割合が29.2%となっています。



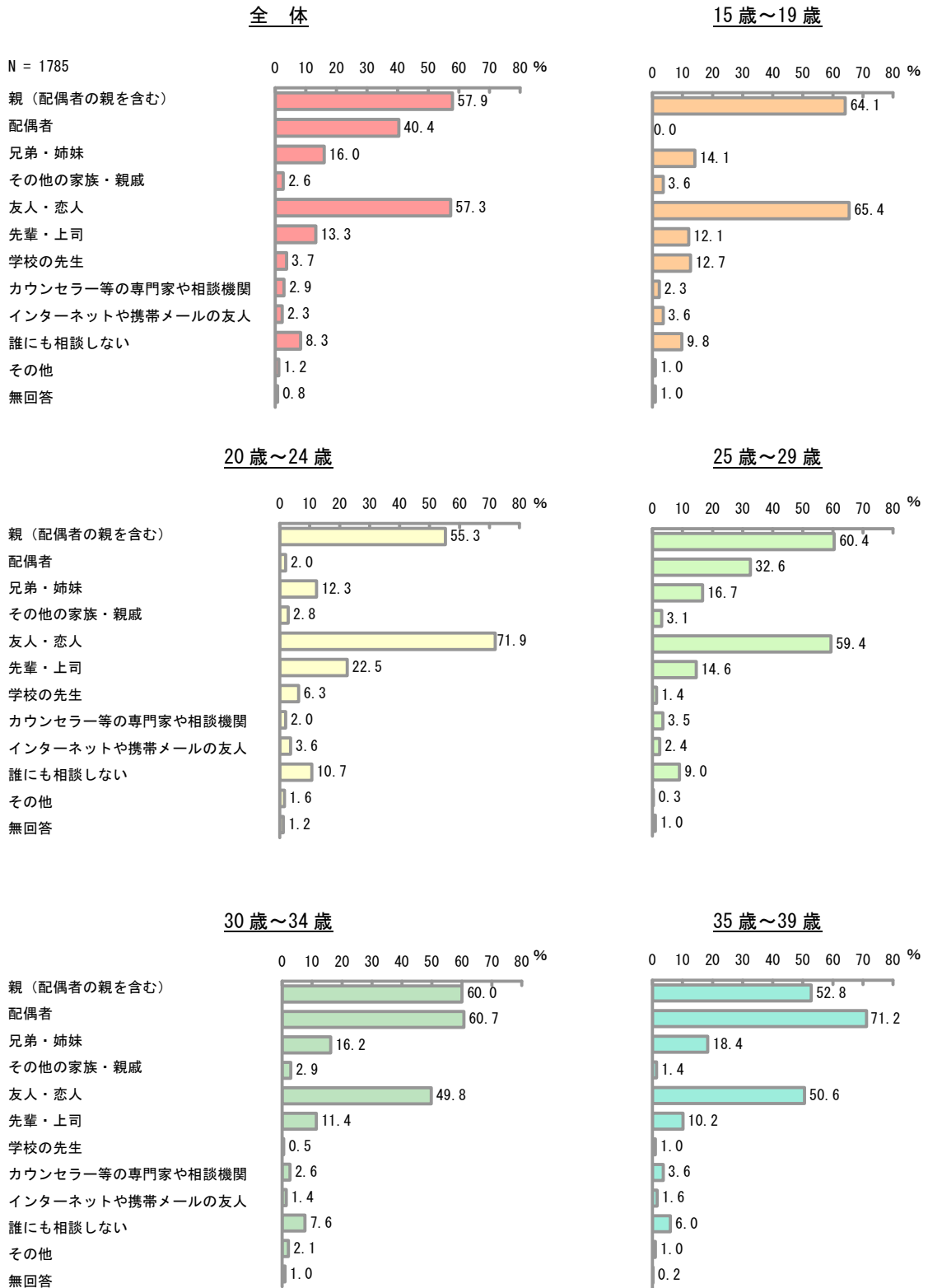
⑦ 今後、地域社会で参加したいものはありますか。

「地域のお祭り・伝統行事など」の割合が38.2%と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動」の割合が25.0%、「文化活動（音楽、演劇など）」の割合が20.8%となっています。



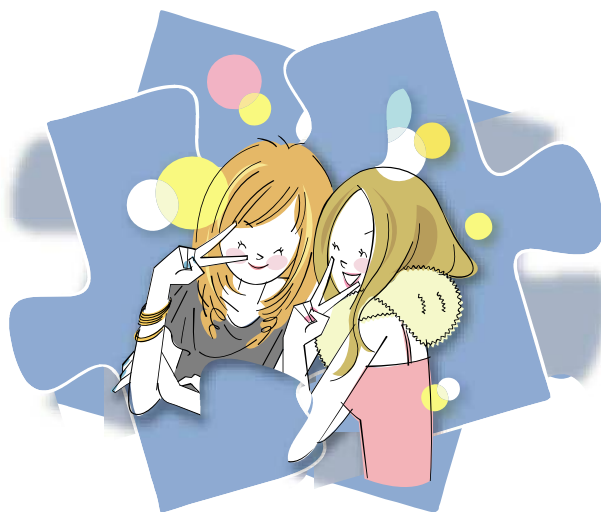
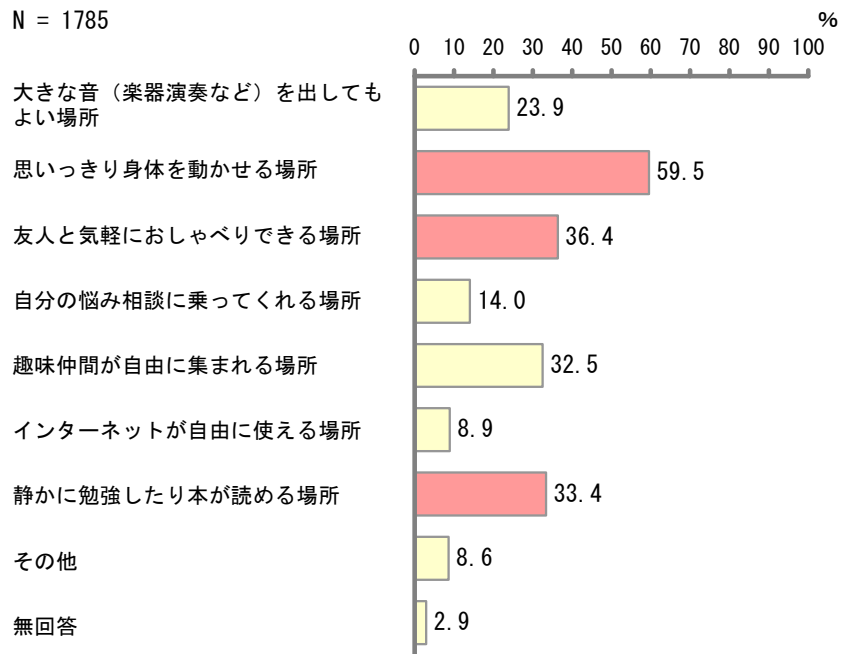
⑧ 悩みや心配ごとがあった場合、あなたは誰に相談しますか。

「親（配偶者の親を含む）」の割合が57.9%と最も高く、次いで「友人・恋人」の割合が57.3%、「配偶者」の割合が40.4%となっています。すべての年代を通して、「誰にも相談しない」の割合が1割程度います。



⑨ あなたは、若者向けにどんな場所が、もっと芦屋市にあればよいと思いますか。

「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が59.5%と最も高く、次いで「友人と気軽におしゃべりできる場所」の割合が36.4%、「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が33.4%となっています。



1 基本理念

本来、人は年齢に応じた経験を重ね、家庭における親子関係をはじめとした人間関係を築き、社会に参加し、そして自立していくものですが、不登校やひきこもり、若年無業者（ニート）の子ども・若者は、これらの経験をかさねる機会を十分に生かせず、年齢相応の社会経験を積む機会を失ったり、ひきこもり状態の長期化により社会から孤立したりする状態にあります。そのため再び社会参加しようと思っても、同世代の大半が既に次の課題に向き合っているところに合流し、一緒に進み始めることは容易なことではありません。彼らの社会参加を促すためには、育ち直しを支える丁寧なケアと家庭的・社会的な支援が必要となります。

以上の認識に立って、本市では、子ども・若者が遊び等を通じた豊かな社会的経験を重ねるために既存の公共施設の有効利用を含む環境整備や、子ども・若者、親、そして地域住民への情報発信を行い、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者が、人とのつながりの中で、自分らしさを取り戻し、社会の中で自分の居場所を見つけ、自立に向かって動き出せるように支援を行います。

人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう

子ども・若者の育ちを支援し、
親としての学びを支え、
子どもや若者に寛容なまちづくりを実現する

2 計画の体系

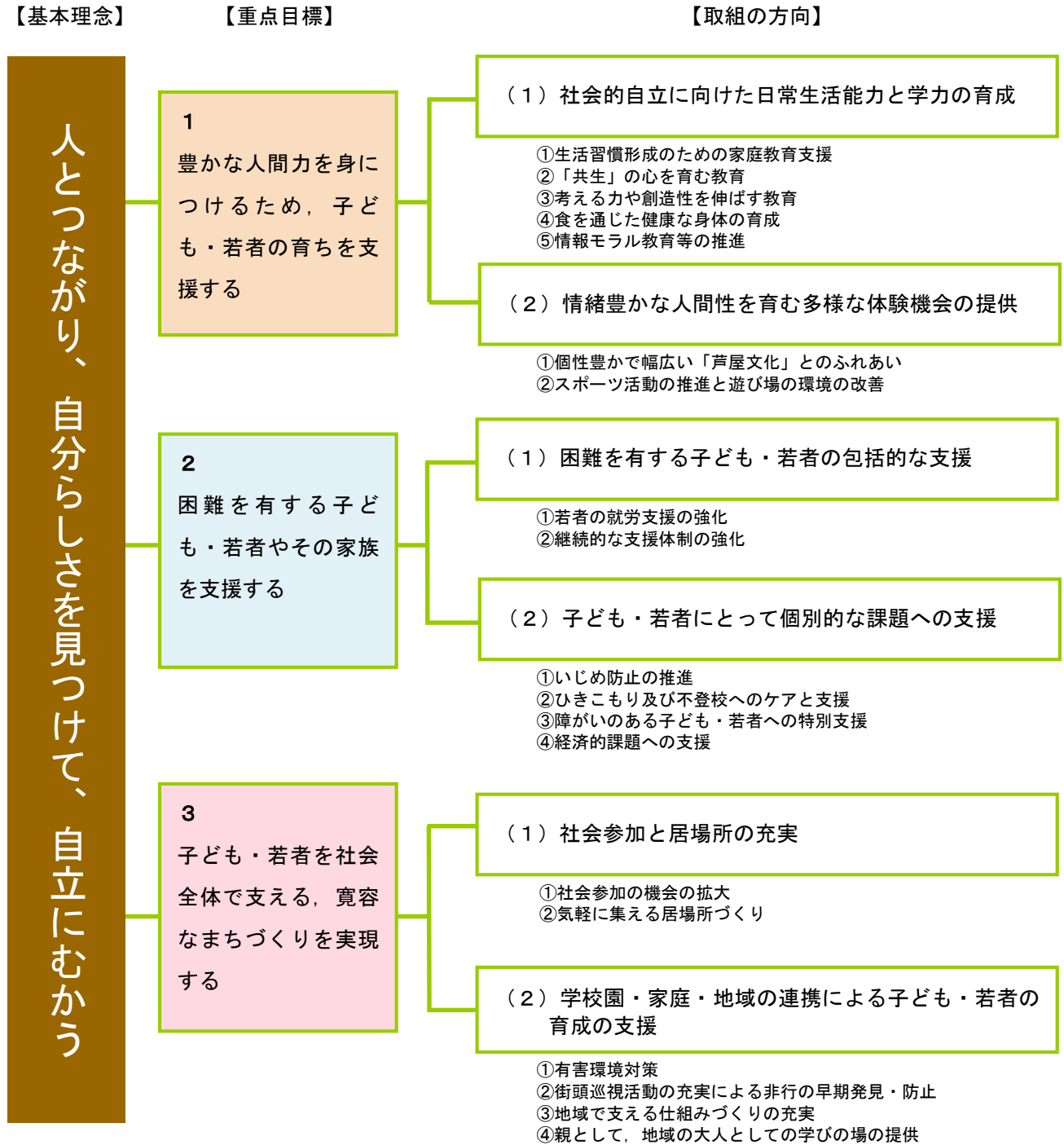
基本理念の実現に向けて、国の子ども・若者ビジョンに沿うかたちで、3つの重点目標をかかげ、施策の方向に基づく、事業の展開を推進していきます。

なかでも、本計画では、「重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」を軸に、施策を展開していくものとしています。困難を有する子ども・若者の心のケアと支援を図っていくとともに、子ども・若者にとって個別的な課題を支援していきます。そのうえで困難を有する子ども・若者をできるだけ減らすために、子ども同士が遊びを通じて学び合う場所や時間を確保できるよう事業展開を行い、居場所づくりを推進していきます。また、学校園・地域との連携により、子ども・若者の育ちに対して、

寛容なまちづくりを目指します。

なお、「重点目標1 豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する」と「重点目標3 子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する」については『芦屋市教育振興基本計画』『芦屋市子ども・子育て支援事業計画』等と密接に関連しており、両計画をはじめとしたその他の分野別計画とともに推進していくこととします。

【計画の体系】



事業名に★印が付いている事業は、重点事業として「第5章 計画の推進に向けて」において指標管理していきます。

重点目標 1 豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する

子ども・若者が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の変化の中で健全に成長する力を身に付け、「豊かな人間力」を育み、創造性とエネルギーを地域社会で生かすことができるように支援します。

(1) 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成

成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切に作る心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、地域、関係機関が連携して支援します。

■ 施策

① 生活習慣形成のための家庭教育支援

近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、子育てに関して悩む親が増えてきていることが指摘されています。このため、家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるようにします。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
★ 1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	男女共同参画推進課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
★ 2	家族の絆を深める体験ができる場の提供	こども課	家族全員で参加することで家庭の大切さを考え、家族の絆を深める事ができるイベント等を実施する。
3	ふれあい冒険ひろば	こども課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。
4	子育て井戸端会議	こども課	子育ての悩みを気軽に話し合う場を提供する。
5	子育て講演会、講座	こども課 児童センター	子育てに関する講演会や講座を開催することで、子育てについて考え、向き合う気持ちを深める。

No	事業名	担当課	事業内容
6	子育てグループの育成	こども課	地域の親子が楽しく交流が図れるよう、自主的な子育てグループの育成を支援する。
7	親と子どもの健康教育	健康課	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。
8	環境・食育講座	児童センター	就学前の親子を対象に身近な題材をテーマに楽しく学習する。
9	ミニ講演会の開催	児童センター	「子どもの人権」をテーマに、子育て、教育等について講演会を行い、話し合いの場を提供する。
10	子育てに関する公民館講座	公民館	子育てについての講座を開催する。
11	教育問題講座及び講演会	公民館	教育に関する講座・講演会を開催する。

② 「共生」の心を育む教育

学校教育では、道徳教育をはじめ「いのち」を大切に作る心、他人を思いやる心など豊かな人間性を育み、人権尊重の理念に基づく「共生」の心を育む教育に取り組みます。

【個別事業】

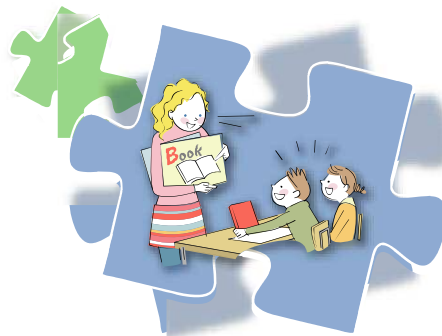
No	事業名	担当課	事業内容
12	なかよし交流キャンプ	学校教育課	障がい児と健常児がともに共同生活を通して相互の理解と援助を体験的に学習するとともに、障がい児の自立心を養う。
13	防災教育推進事業	学校教育課	生命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、阪神・淡路大震災から得た教訓を語り継ぐ教育に取り組む。
14	人権教育の啓発	生涯学習課	人権教育啓発としてグッズ等を配布し、啓発する。
15	人権擁護事業	人権推進課	人権擁護委員を選出し、人権相談窓口を設置する。
16	人権啓発事業	人権推進課	人権を尊重する意識の普及、啓発をする。
17	平和施策	人権推進課	平和の大切さを訴える各種事業を行い、平和を守る意識の普及、啓発に努めます。
18	隣保館事業	上宮川文化センター 隣保館	福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営する。

③ 考える力や創造性を伸ばす教育

「豊かな人間力」という理念を行政・学校園・家庭・地域が共有し、目標を持ち、連携することによって、課題解決に向けて自ら考える創造性豊かな子どもを育てます。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
19	環境教育推進事業	学校教育課	小学3年生全員を対象に里山・田や畑・川や海岸において環境体験活動を実施する。
20	自然学校事業	学校教育課	小学5年生全員が家庭を離れ、4泊5日の野外活動宿泊を行う。
21	地域の歴史・文化を 観察、調査する活動	学校教育課	小学校3・4年生が芦屋の昔からの行事や祭り、市の移り変わり等を体験的に学習する。
22	国際理解教育推進事業	学校教育課	外国語教育・外国人児童生徒への支援の充実を図るために、小学校英語活動の推進、中学校A L Tの配置、日本語指導ボランティアの配置を行う。
23	学校職員等の人材育成と資質の向上	学校教育課 打出教育文化センター	指導者の資質や指導力の向上を図るため、教職員の研修の充実を図る。
24	地域の指導者の活用等による指導体制の充実	学校教育課	地域における様々な指導者を活用した教育活動を実施し、地域ぐるみで教育活動を推進する。
25	学校間交流	学校教育課	行事を通しての児童生徒間の交流や研修等を通しての教職員の交流を深める。
★ 26	子ども読書の街づくり推進事業（ブックワーム芦屋っ子）	学校教育課	読書の好きな子どもを育てるために「子ども読書街づくり推進委員会」を設置し、学校図書館の整備、親子読書週間、家読運動、読書フォーラム、図書リスト400選・読書ノート作成などに取り組む。
★ 27	トライやる・ウィーク	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。



④ 食を通じた健康な身体の育成

幼少期から、健康的に生きるよう自覚を持つ子どもを育てるとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進します。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
28	学校における食育の実施	学校教育課	学校において食育に関する教育活動を実施する。
★ 29	学校の給食の充実	学校教育課	良好な子どもの食生活を確保するため、栄養バランスのとれた学校給食を提供する。
30	学校の食に関する指導者の充実	学校教育課	各学校に配置されている栄養職員を対象に、定期的な研修や情報支援の機会を確保し、給食の質の向上と食育指導の充実を図る。
31	学校における健康診断	学校教育課	学童期、思春期における子どもの健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために、学校において健康診断を継続実施する。
32	栄養相談	健康課	栄養指導を希望される方に、管理栄養士が相談に応じています。
33	Good バランスアップ教室	健康課	健康を維持する栄養必要量について、実際の食事で実践できるよう支援する。

⑤ 情報モラル教育等の推進

子どもたちが情報社会を主体的に生きる「情報活用能力」や「情報モラル」を適切に身に付けるための指導を充実させます。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
★ 34	情報活用能力の育成	学校教育課 打出教育文化センター	必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達ができる力を育成する。
★ 35	情報モラルの育成	学校教育課 打出教育文化センター	情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて考えさせるとともに、約束やきまりを守りながら情報社会に参画しようとする態度を身につけさせる。
36	ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成	児童センター 打出教育文化センター 青少年愛護センター 公民館	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行う。
37	情報教育の推進	打出教育文化センター 学校教育課	学校のコンピュータやネットワークを整備し、児童・生徒・教員の情報機器活用能力の育成を図る。

(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

子ども・若者が、異世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参画等を通じて豊かな人間性と社会性を持った大人へと成長するとともに、創造性やエネルギーを生かすことができるように支援します。

■ 施策

① 個性豊かで幅広い「芦屋文化」とのふれあい

国際文化住宅都市として発展してきた芦屋の歴史、風土、文化は、今日まで受け継がれ、都市空間全体にわたって独自の「芦屋文化」ともいえるべき文化風土を形成しています。子ども・若者の豊かな感性、共感する心、他者をいたわる心、想像力などを育む上で、広く文化に触れることにより、多様な価値観を尊重できる人格の形成が行われるよう、芦屋市文化振興基本計画をはじめとした関係計画等に基づき事業を推進していきます。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
38	文化体育振興事業	学校教育課	自由研究、教育活動展・中学校総合文化祭・造形教育展の開催、総合体育大会の開催運営等を行う。
★ 39	文化に関する体験学習等の充実	学校教育課	学校への芸術家等派遣事業を実施する。 本物の舞台芸術体験事業を実施する。 学校と文化施設、芸術家等や文化団体と連携した教育を推進する。 子どもの文化活動を支援する人材（ボランティア）リストを作成する。
40	青少年の鑑賞機会の提供	生涯学習課 市民センター 公民館 図書館	市の文化施設での子どもたちを対象とした鑑賞事業を実施する。 市立図書館での絵本展示等を実施する。 市立美術博物館での人形劇を実施する。
41	青少年の文化活動の体験機会の提供	生涯学習課 市民センター 公民館 図書館	市立図書館での子どもや親子を対象とした読書に親しむための事業を実施する。 市立美術博物館での文化を体験する機会の提供や体験型ワークショップを実施する。

② スポーツ活動の推進と遊び場の環境の改善

スポーツ活動は、現在の芦屋の子どもたちの体力について、数値的に全国平均を下回る結果がでていることから教育推進の柱にすべき最重要事項です。また、運動は、競技、健康、体力づくりのほか、仲間同士のふれあいや交流を通して、明るい地域を形成するためにも大きな役割を果たします。いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを芦屋市スポーツ推進実施計画に基づき事業を推進していきます。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
★ 42	施設の有効活用と利用促進	スポーツ推進課 公園緑地課 教育委員会管理課	施設整備と学校施設の有効活用 総合公園の利用促進と必要な整備促進 キャナルパークの有効活用と環境整備 ウォーキングコースの開発と環境整備
★ 43	クラブ・プログラム・イベントの活性化	スポーツ推進課	スポーツクラブ21の育成 ライフステージに応じたプログラムの開発と提供 スポーツ実施機会の向上 スポーツ交流による多文化共生の実現 市民スポーツ団体や指導者をつなぐネットワークづくり 公共施設利用のネットワーク化 スポーツNPOの育成
44	指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保	スポーツ推進課 学校教育課	クラブマネージャーや指導者の発掘及びスポーツボランティアの育成 関係機関や団体との連携による競技力の向上 総合的なカリキュラムの作成 学校部活動の学部指導者制度の充実、合同部活動の導入
45	学校体育振興事業	学校教育課	スポーツテストの実施 体力向上に向けた指導に係る実践研究の推進
★ 46	放課後児童体験事業	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい遊びができる場を提供する。

重点目標 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

ひきこもり、いじめ、不登校、非行、暴力行為等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を整備するとともに、豊かな資質と可能性を秘めた子ども・若者の社会的・経済的自立を支援する環境を整えます。

(1) 困難を有する子ども・若者の包括的な支援

子ども・若者が、勤労観・職業観を形成し、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるためのキャリア教育を充実させるとともに、企業等とも連携・協力し、きめ細かい職業相談等の支援を行います。

また、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して支援します。

■ 施策

① 若者の就労支援の強化

困難を有する若者やその家族に対して専門的な相談、各種プログラム、職業体験、ネットワークを活用した多様な支援を行う、地域若者サポートステーションとの連携を推進し、働くことに困難を有する若者への就労を支援します。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
47	労働相談窓口の紹介	経済課	労働問題全般に関する相談窓口を紹介し、情報提供や支援を行う。
48	チャレンジ相談	男女共同参画推進課	再就業や地域活動にチャレンジする女性に対し、専門相談員が助言などを行う面接相談を実施する。
49	就労支援パソコン講座	男女共同参画推進課 経済課	就労のためのスキルアップとしてのパソコン講座を実施する。
50	被保護者就労支援事業	生活支援課	生活保護・住宅手当の支援を受けている人、特に移働年齢層に力を入れて就労に向けて、ハローワークと連携を図り自立を促進する。
51	自立支援プログラム策定事業	こども課	自立のための就労支援としてハローワークと連携し、情報の提供等を行う。

② 継続的な支援体制の強化

困難を有する子ども・若者やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整えていきます。はじめの一步を踏み出せるよう若者相談センター「アサガオ」を通じて、個別支援の方法を探ります。また、仲間同士の支えあいや交流を大切に、地域の多様な協力者が、子ども・若者の声を聞き、支援していけるような体制づくりを推進していきます。

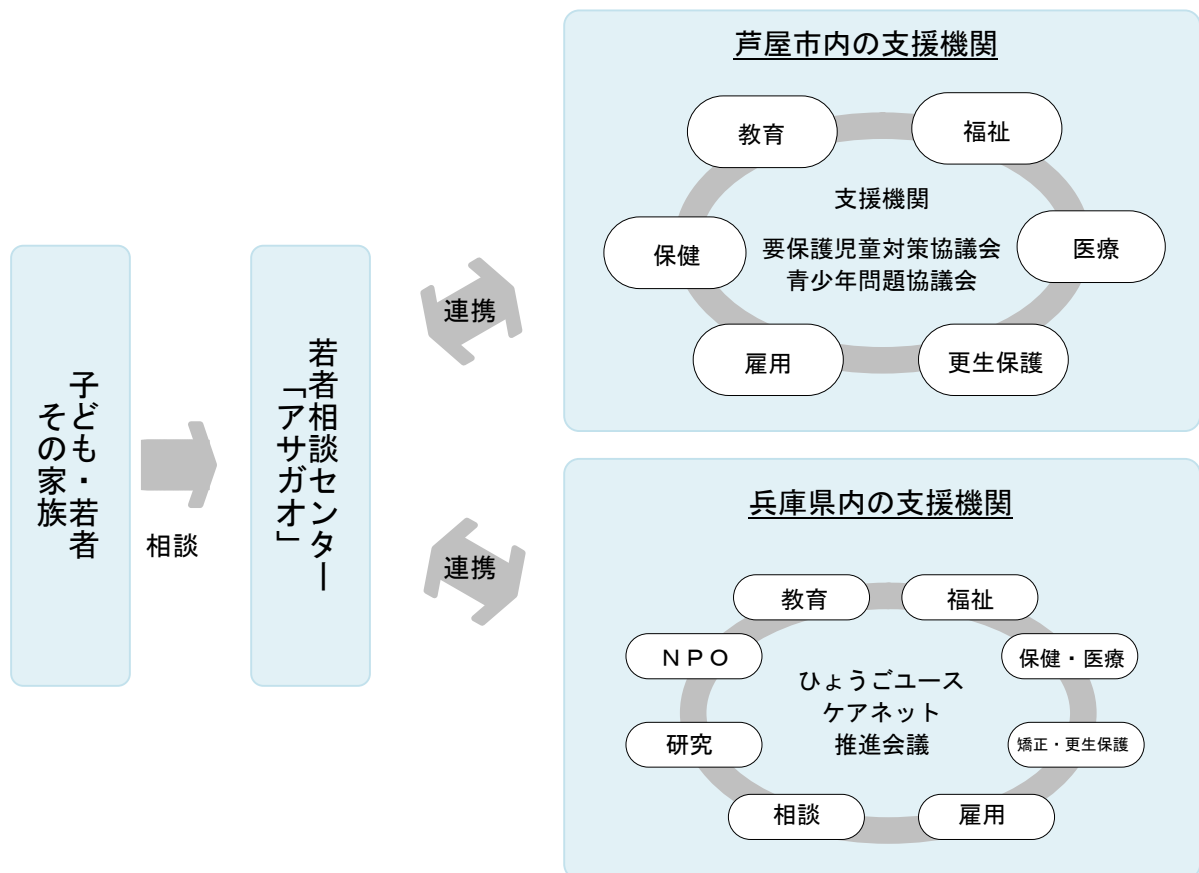
中高生は、今後の進路や就職について、悩んだり、心配したりしていることから、卒業後への支援を充実していくことが望まれています。小・中・高・特別支援学校などの異校種間連携を図ります。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
52	進路指導の推進事業	学校教育課	進路担当者会、進路協議会を開催し、進路に係る情報提供・交換を行うなど学校における進路指導を支援する。
53	幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との学校間の接続強化	学校教育課	就学前から中学校卒業後までの一貫した支援体制の確立を目指して、就学前における障がいの早期発見、早期支援を行う。
54	キャリア教育の充実	学校教育課	児童生徒に就労観や職業観を養い、将来の職業や生き方について自覚を促すために、小学校段階からキャリア教育を推進する。
55	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。
56	スクールカウンセラー、保健室の活用	学校教育課	子どもが身近なところで気軽に相談できるように、スクールカウンセラーの配置、保健室の充実を図る。
57	生徒指導連絡協議会	学校教育課	青少年の問題行動の広域化、複雑化に対応するため、学校関係者・関係機関が一同に会し、意見交換、情報交換等を行う。
★	58 進路管理事業（進路追跡調査）	未定	中学を卒業した者を対象に中途退学者が抱える課題を調査する。
★	59 若者相談センター「アサガオ」の周知	青少年育成課	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援する若者相談窓口として若者相談センター「アサガオ」の周知を行う。
★	60 若者相談センター「アサガオ」の充実	青少年育成課	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するための若者相談窓口を充実する。
★	61 地域における子ども・若者支援のネットの構築	青少年育成課	若年無業者（ニート）やひきこもり等困難を有する若者への支援を行うため、若者相談センター「アサガオ」を拠点とした地域ネットワークづくりの推進を図る。
	62 若者支援の実態把握	青少年育成課	NPO及び市民・団体等が実施している若者支援の実態把握をし、若者施策の推進に反映させる。

No	事業名	担当課	事業内容
63	青少年愛護センターの相談	青少年愛護センター	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。
64	女性の悩み相談	男女共同参画推進課	夫婦間や家族間に生じる問題、心の悩み等、女性の視点から専門相談員が相談に応じる。
65	家庭児童相談	こども課	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。
66	福祉の総合相談窓口	福祉センター	福祉に関する悩み全般を相談員が聞き、解決に向けた道筋を作る。
67	市民相談窓口	お困りです課	日常生活に問題を抱えている市民に対し、問題解決の糸口や情報提供等のアドバイスにより問題解決に向けての手助けをする。
68	関係機関と連携し、就労支援のための情報提供	経済課	ハローワーク等と連携を図り、就労に関する情報提供や幅広い就労支援を行う。
69	福祉職員等の人材育成と資質の向上	人事課 地域福祉課（トータルサポート係） こども課	どのような課題にも対応できるように職員の資質や対応の向上を図るため研修の充実を図る。

【 子ども・若者支援のネットワークの構築 】



(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援

家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって、いじめや不登校対策の充実を図るとともに、子ども一人一人の障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実を図ります。

また、貧困による格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

■ 施策

① いじめ防止の推進

いじめ問題への対応について、いじめ防止に向けて「子どもファースト」「子どもの人権を守る」観点を基本とし、芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見、早期対応、家庭・地域及び関係機関との連携を図っていきます。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
70	「芦屋市いじめ防止基本方針」の推進	こども政策課 学校教育課	芦屋市いじめ防止基本方針に基づく組織運営、事業の実施等

② ひきこもり及び不登校へのケアと支援

ひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
71	適応教室「のびのび学級」	学校教育課	不登校傾向の子どもたちのために設置されたスペース。子どもたちが自分で考え、学習し、相談を受けたりしながら、体験を通して自分自身や対人関係に自信を持ち、自立する力を培うことで学校へ復帰できるよう援助する。
★ 72	保護者や教員のための不登校セミナー	青少年育成課 学校教育課 打出教育文化センター	不登校で悩む保護者や教員等を対象として、セミナーを開催する。
★ 73	仲間同士の支えあいの支援	青少年育成課	困難な状況にある若者やその家族が交流し成長しあえる場のサポートをする。
★ 74	子ども・若者への訪問支援（アウトリーチ）	青少年育成課	若者相談センター「アサガオ」に相談があった、ひきこもり状態にある子ども・若者への訪問支援（アウトリーチ）を行う。

③ 障がいのある子ども・若者への特別支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
★ 75	統合保育 特別支援教育	学校教育課 保育課	個別的配慮が必要な就学前の子どもが教育・保育施設を利用できるようにし、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。
★ 76	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。
77	早期療育訓練の実施	こども課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
78	障がい児機能訓練事業	障害福祉課	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している子ども等を対象に機能訓練事業を行う。また、療育支援相談事業との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行う。
79	療育支援相談事業	障害福祉課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討する。
80	サポートファイルの普及啓発	障害福祉課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れのない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取り組みの検討を行う。
81	初心者対象の「障がい者スポーツ教室」について	障害福祉課 スポーツ推進課	障がい者スポーツのすそ野拡大のため、現在取り組んでいる事業（障がい者とのスポーツ交流ひろば）等の充実を図り、体力や年齢、技術、関心、個々人の適性等に応じて楽しむことができるよう、関係機関や関係課との連携を図る。（月1回程度実施）
82	障がい者スポーツ推進組織について	障害福祉課 スポーツ推進課	芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会や関係課の連携により、芦屋市における障がい者スポーツ推進組織づくりを推進する。

④ 経済的課題への支援

経済的な理由で進学が困難な状況にならないよう奨学金制度、学費減免制度等、経済的に困窮した家庭環境にある子ども・若者への教育支援・生活支援を行い、子どもの貧困問題への対応を行います。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
83	芦屋市奨学金事業	管理課	経済的に就学困難な高校生に奨学金を支給する。
84	要保護児童生徒就学扶助費	管理課	要保護児童生徒の就学に必要な経費を給付する。
85	義務教育児童生徒就学援助費	管理課	就学困難な者に就学援助金を支給する。
86	生活保護法施行事務	生活援護課	要保護者の生活の維持向上・自立を目指し、金銭給付を行う。
87	交通遺児就学激励金	こども課	交通事故により保護者を失った交通遺児に対し、就学激励金を支給する。
88	自立支援給付金事業	こども課	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進する。
89	児童扶養手当	こども課	父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童等、父または母と生計を共にしていない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、障がいのある場合は20歳）を養育している方に支給する。
90	母子（寡婦）・父子福祉資金貸付金	こども課	ひとり親家庭の父または母及び寡婦のかたに、就学資金等12種類の貸付を行う。
★ 91	生活困窮者自立支援推進事業	地域福祉課	事業の対象となる世帯全体を支援するため、窓口対応・相談支援ガイドラインの作成等支援体制の構築を図る。



重点目標3 子ども・若者を社会全体で支えるため、寛容なまちづくりを実現する

子ども・若者の成長と自立を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、急激に進展する情報化社会への対応や、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害等の防止対策を進め、民間事業者を含む社会全体で、子ども・若者が心豊かに成長できる環境と寛容なコミュニティづくりに取り組みます。

(1) 社会参加と居場所の充実

子どもから大人まで気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流等の様々な活動の機会や情報の提供を行い、次代を担う子ども・若者が社会性を学び、大人になるための準備ができるような取組を目指します。

施策

① 社会参加の機会の拡大

既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して、子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
★ 28	トライやる・ウィーク (再掲)	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。
92	芦屋三大まつりでの交流	市民参画課 経済課 公園緑地課	「芦屋さくらまつり (4月)」・「芦屋サマーカーニバル (8月)」 (市民参画課)、「あしや秋まつり (10月)」 (経済課) の三大まつりを通じて、世代間交流を図る。
93	市民活動フェスタ	市民参画課	市内のNPO団体の子育て支援活動を含む活動の発表及び市民との交流により地域での子育ての意識の向上を図る。
★ 46	放課後児童体験事業 (再掲)	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい遊びができる場を提供する。
94	青少年センターでの事業	青少年育成課	青少年の交流を目的とした事業を夏休みや四季を通じて実施する。
95	中高生をリーダーとするボランティア等の活動	青少年育成課	中高生の自主性を尊重し、かつ、地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成・支援を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
96	成人式の企画・運営	青少年育成課	新成人が成人式の企画・運営をし、大人への第一歩を踏み出す機会を作る。
97	青少年リーダーの育成	青少年育成課	近隣の大学生・高校生を集めて地域のイベントを行うリーダーを養成し、地域社会に参加する機会を作る。
98	次代の親の育成のための保育体験	こども課	子育てセンターで、夏休み等に次代の親となる中・高・大学生に保育体験の場を提供する。
99	出会いサポート事業の啓発	地域福祉課 青少年育成課	兵庫県が実施する縁結びプロジェクトの広報やチラシの配布を通じて啓発に努める。

② 気軽に集える居場所づくり

子どもの社会性を育むためには、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切となり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を図ります。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
100	子育て支援センター	こども課	福祉センターに子育て支援センターを開設し、子育てセンター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター等を1か所にまとめ、更に学齢期の居場所事業を行い、子育て支援の拠点とする。
101	児童センター	児童センター	幼児の感性と体力を育て、親子の結びつきと保護者間の交流を深めるために、小学生対象教室、映画会、人形劇等イベント、子育て支援事業を行う。
102	地区集会所の有効活用	市民参画課	地区集会所を地域のコミュニティ活動の場として提供する。
103	その他公的施設の空きスペースの開放	児童センター 教育委員会管理課 青少年育成課	子どもの居場所づくりを推進するため、公的施設の空きスペースの有効活用を図る。
104	世代を越えて集える遊び場	こども課 地域福祉課	いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、世代を越えて自由に集える場づくりを推進する。
105	自習室の設置 (スタディルーム)	児童センター こども課 青少年育成課	子どもが自由に来て学習ができるよう、自習室を開放する。
106	フリースペースの開放	図書館 スポーツ推進課	学習するだけでなく自由に憩える場を整備し、市民に開放する。
107	ミュージックスタジオ	こども課	いつでも集まれる音楽活動の場を提供する。

(2) 学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援

子ども・若者の成長をまち全体で支えていくため、学校園・家庭・地域がそれぞれの責任と役割のもとに、相互に連携・協働し、子ども・若者の教育に取り組むことが重要です。

そのため、連携・協働の具体的な仕組みを構築し、家庭・地域の人々が主体的に教育活動に参画し、地域ぐるみで子ども・若者の成長と自立を支援していく体制を整備していきます。

■ 施策

① 有害環境対策

有害環境から子どもたちを守るために、警察や行政、学校、地域、関係機関との連携を強化するとともに、子ども・若者の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくりのための取組を推進します。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
108	子どもの健康を守る環境づくり	福祉センター 健康課 児童センター 打出教育文化センター 青少年育成課 青少年愛護センター 公民館 図書館 美術博物館	健康増進法に基づき、多数の人が利用する施設において受動喫煙を防止する対策が行うことが義務付けられていることから、子どもの健康を守るために、全市的な取組として推進する。
109	環境浄化活動	青少年愛護センター	有害図書(白ポスト)の回収。書店・レンタルビデオ店・量販店等を随時訪問し、指導を行う。
★ 110	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	青少年愛護センター	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。
111	関係機関の連携による環境浄化活動	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、行政、警察、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、地域ぐるみで環境浄化活動を推進する。

② 街頭巡視活動の充実による非行の早期発見・防止

非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っていて発生しています。このため、家庭、学校、地域のより一層の緊密な連携のもとに、街頭巡視活動等を実施し、子ども・若者が非行や犯罪に陥ることのないよう支援を行っていきます。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
112	愛護委員街頭巡視活動	青少年愛護センター	委託事業として、芦屋市青少年育成愛護委員会に街頭巡視活動を実施している。

③ 地域で支える仕組みづくりの充実

自治会や老人クラブ、子ども会、コミュニティ・スクールなどの地域団体と連携し、子ども・若者の自立に向けた支援とその保護者への支援を行います。

【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
113	民生委員・児童委員による相談支援	地域福祉課	各地区において地域住民の生活に関する相談、支援や、ひとり親家庭、障がい者等の福祉行政への協力を行う。
114	保護司会等関係団体との連絡会	地域福祉課	保護司会関係団体との連携を図るために、連絡会議を行う。
115	芦屋市地域福祉推進協議会	地域福祉課	児童、高齢者、障がい者に関する地域での課題解決のため、市全体の地域発信型ネットワークの充実を目指す。
★ 116	要保護児童対策地域協議会	こども課	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
117	協働で課題を解決する取り組みの推進	地域福祉課 (トータルサポート係)	トータルサポートの仕組みを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取組を進める。
118	自治会活動への支援	市民参画課	自治組織の活動を支援し、地域住民の連帯意識を深め、コミュニティの活性化を促進する。
119	育児サポートルーム	児童センター	市内子育てグループに遊戯室を開放する。
120	子ども会連絡協議会への支援	青少年育成課	育成指導者の研修、指導助言と助成を行う。育成者、指導者、ジュニアリーダー研修、安全教育研修の開催を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
121	中高生向けの文化、スポーツ活動	生涯学習課	コミスクと連携して、子どもがスポーツ・文化活動に参加する機会を増やす。
122	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して、支援する。
★ 46	放課後児童体験事業（再掲）	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい遊びができる場を提供する。
123	地域主体の防犯活動	防災安全課 青少年愛護センター	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高める。また、自主防犯の向上をめざし、地域（自主防犯グループ）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組む。
124	生活安全推進連絡会	防災安全課	それぞれの地域の特性を踏まえた、自主的な防犯活動の更なる活性化へ向けて、まちづくり防犯グループの認知度を向上させる取組を進める。
125	地域あいさつ運動の推進	防災安全課 学校教育課 青少年愛護センター	地域での子育て支援、見守り活動として、まちづくり防犯グループ等の地域住民による子育て家庭や子どもへの声掛け、あいさつ運動を促進する。
126	あしや市民活動センター	市民参画課	市民団体の協働の拠点として、子育て支援その他市民団体の活動に関する情報交換・団体間の交流・ネットワーク化を支援する。
127	子育て支援活動のネットワーク	こども政策課	地域における子ども・子育て対策の実施、推進に向けて、地域の子育て関係機関のネットワーク化を図る。
128	青少年育成愛護委員会及び協会の活動	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、地域における相談、見回り、環境浄化等、様々な活動を行う。

④ 親として、地域の大人としての学びの場の提供

子どもたちだけでなく、同じ悩みをかかえた親同士が集まれる学びの場や、仲間や地域の大人がふれあうことができる居場所の提供をしていきます。

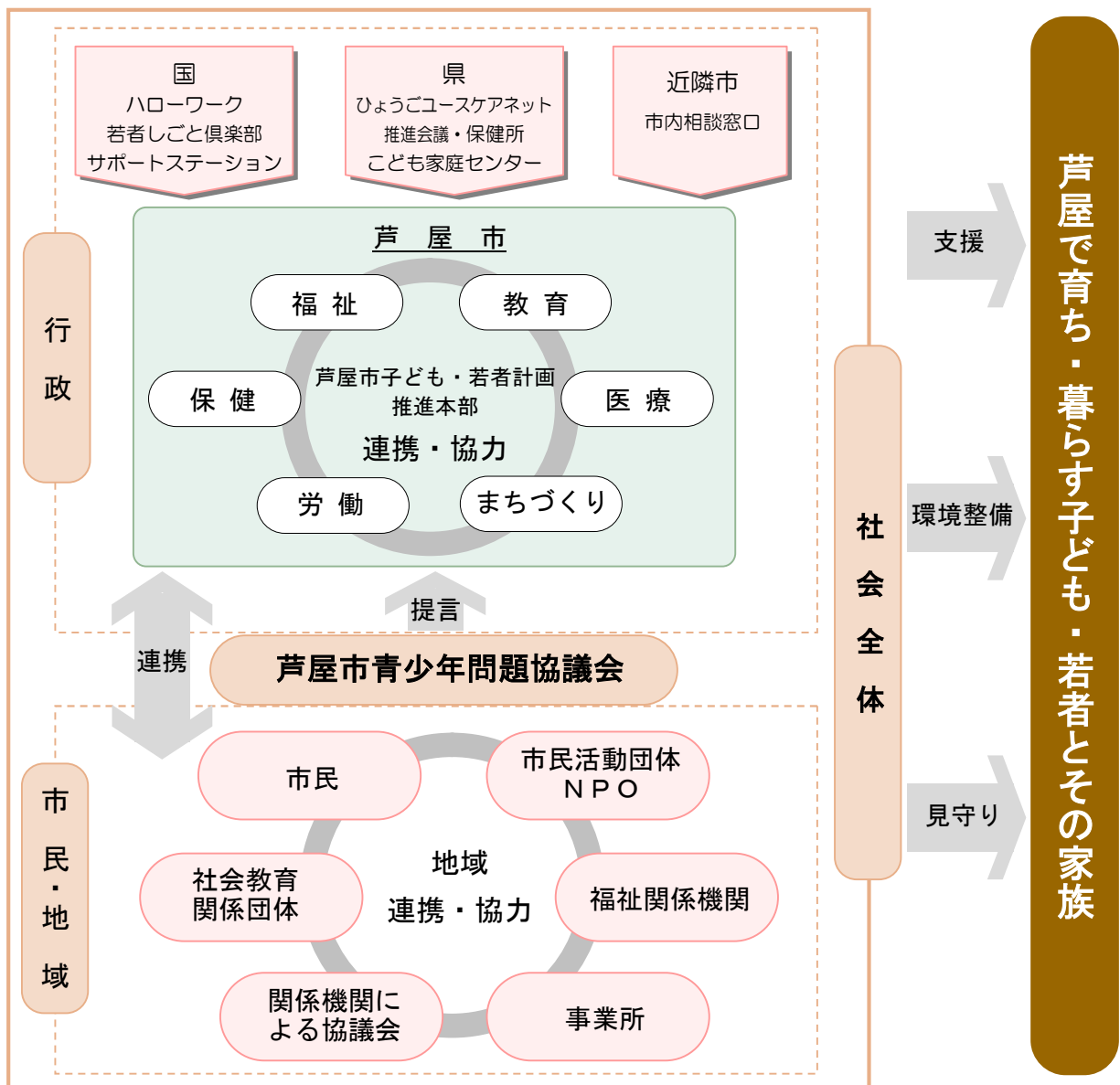
【個別事業】

No	事業名	担当課	事業内容
★ 1	父親の子育てに対する積極的参加の促進（再掲）	男女共同参画推進課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
★ 72	保護者や教員のための不登校セミナー（再掲）	青少年育成課 学校教育課 打出教育文化センター	不登校で悩む保護者や教員等を対象として、セミナーを開催する。
★ 73	仲間同士の支えあいの支援（再掲）	青少年育成課	困難な状況にある若者やその家族が交流し成長しあえる場のサポートをする。

1 推進体制について

本計画は、教育、福祉、保健、医療、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、行政では、「芦屋市子ども・若者計画庁内推進本部」による関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みの充実を図ります。

また、計画を総合的かつ効果的に推進するため、「芦屋市青少年問題協議会」による、行政との情報交換及び情報共有を行うとともに、市及び教育委員会、関係機関への提言を行う仕組みづくりを構築し、市民への啓発を含めて計画の推進体制を強化します。



2 計画の進行管理（重点事業の設定）

計画の適切な進行管理を行うために、重点事業について「芦屋市青少年問題協議会」を中心に、その成果の評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。なお、目標達成の平成31年度に向けて「実施」「充実」「継続」の指標を設定して評価・検証を行います。

また、計画の最終年度においては、市民意識調査を実施し、子ども・若者の意識（自分に對する自信、自立していると思うか、経済的な自立への思い、相談相手の有無、外出の程度、地域活動に参加希望、若者向けの場所の希望 など）について定点観測を行うものとします。

事業名	担当課	事業内容	平成31年度 目標	
重点目標1 豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する				
(1) 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成				
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	男女共同参画推進課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。	継続
2	家族の絆を深める体験ができる場の提供	こども課	家族全員で参加することで家庭の大切さを考え、家族の絆を深める事ができるイベント等を実施する。	継続
26	子ども読書の街づくり推進事業（ブックワーム芦屋っ子）	学校教育課	読書の好きな子どもを育てるために「子ども読書街づくり推進委員会」を設置し、学校図書館の整備、親子読書週間、家読運動、読書フォーラム、図書リスト400選・読書ノート作成などに取り組む。	継続
27	トライやる・ウィーク	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。	継続
29	学校の給食の充実	学校教育課	良好な子どもの食生活を確保するため、栄養バランスのとれた学校給食を提供する。	継続
34	情報活用能力の育成	学校教育課 打出教育文化センター	必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達ができる力を育成する。	継続
35	情報モラルの育成	学校教育課 打出教育文化センター	情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて考えさせるとともに、約束やきまりを守りながら情報社会に参画しようとする態度を身につけさせる。	継続
(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供				
39	文化に関する体験学習等の充実	学校教育課	学校への芸術家等派遣事業を実施する。 本物の舞台芸術体験事業を実施する。 学校と文化施設、芸術家等や文化団体と連携した教育を推進する。 子どもの文化活動を支援する人材（ボランティア）リストを作成する。	充実

42	施設の有効活用と利用促進	スポーツ推進課 公園緑地課 教育委員会管理課	施設整備と学校施設の有効活用 総合公園の利用促進と必要な整備促進 キャナルパークの有効活用と環境整備 ウォーキングコースの開発と環境整備	充実
43	クラブ・プログラム・イベントの活性化	スポーツ推進課	スポーツクラブ21の育成 ライフステージに応じたプログラムの開発と提供 スポーツ実施機会の向上 スポーツ交流による多文化共生の実現 市民スポーツ団体や指導者をつなぐネットワークづくり 公共施設利用のネットワーク化 スポーツNPOの育成	継続
46	放課後児童体験事業	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。	実施
重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する				
(1) 困難を有する子ども・若者の包括的な支援				
58	進路管理事業（進路追跡調査）	未定	中学を卒業した者を対象に中途退学者が抱える課題を調査する。	実施
59	若者相談センター「アサガオ」の周知	青少年育成課	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援する若者相談窓口として若者相談センター「アサガオ」の周知を行う。	充実
60	若者相談センター「アサガオ」の充実	青少年育成課	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するための若者相談窓口を充実する。	充実
61	地域における子ども・若者支援のネットの構築	青少年育成課	若年無業者（ニート）やひきこもり等困難を有する若者への支援を行うため、若者相談センター「アサガオ」を拠点とした地域ネットワークづくりの推進を図る。	充実
(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援				
72	保護者や教員のための不登校セミナー	青少年育成課 学校教育課 打出教育文化センター	不登校で悩む保護者や教員等を対象として、セミナーを開催する。	実施
73	仲間同士の支えあいの支援	青少年育成課	困難な状況にある若者やその家族が交流し成長しあえる場のサポートをする。	実施
74	子ども・若者への訪問支援（アウトリーチ）	青少年育成課	若者相談センター「アサガオ」に相談があった、ひきこもり状態にある子ども・若者への訪問支援（アウトリーチ）を行う。	実施
75	統合保育 特別支援教育	学校教育課 保育課	個別的配慮が必要な就学前の子どもが教育・保育施設を利用できるようにし、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。	継続
76	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。	継続

91	生活困窮者自立支援推進事業	地域福祉課	事業の対象となる世帯全体を支援するため、窓口対応・相談支援ガイドラインの作成等支援体制の構築を図る。	実施
重点目標3 子ども・若者を社会全体で支えるため、寛容なまちづくりを実現する				
(1) 社会参加と居場所の充実				
28	トライやる・ウィーク(再掲)	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。	継続
46	放課後児童体験事業(再掲)	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。	実施
(2) 学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援				
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)	男女共同参画推進課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。	継続
46	放課後児童体験事業(再掲)	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。	実施
72	保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)	青少年育成課 学校教育課 打出教育文化センター	不登校で悩む保護者や教員等を対象として、セミナーを開催する。	継続
73	仲間同士の支えあいの支援(再掲)	青少年育成課	困難な状況にある若者やその家族が交流し成長しあえる場のサポートをする。	継続
110	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	青少年愛護センター	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	継続
116	要保護児童対策地域協議会	こども課	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。	継続



資料編

1 計画策定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
6月2日 ～ 6月16日	市民アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市内在住の15歳（義務教育終了後）から39歳までの若者 ・上記調査対象者のうち、無作為により抽出した5,000人
7月31日	第1回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者計画について ・アンケート調査速報結果報告について
9月10日 ～ 9月26日	ヒアリング・ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・若者調査シート（中校性・高校生・大学生アンケート調査） ・関係機関・相談機関ヒアリング ・若者ワークショップ
10月8日	第2回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者計画の骨子案について ・若者調査シート・関係機関・相談機関ヒアリングの報告について ・アンケート調査の分析について
10月23日	第3回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者計画の骨子案について ・アンケート調査の分析について
11月4日	第4回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者計画の素案について
11月12日	第1回庁内推進幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者計画の素案について
11月19日	第1回庁内推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画原案（中間まとめ）について
11月21日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画原案（中間まとめ）の報告
12月3日	市議会（民生文教常任委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画原案（中間まとめ）の報告
12月25日 ～ 1月24日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画原案（中間まとめ）を公表し、市民の意見を聴取
2月13日	第5回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画原案の策定
	第2回庁内推進幹事会 第2回庁内推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画原案の報告、計画（案）について
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の報告
	市議会（民生文教常任委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の報告

2 芦屋市青少年問題協議会条例

昭和36年7月31日

条例第20号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 1 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 芦屋市青少年問題協議会委員名簿

(平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日まで)

	氏 名	所 属 等
学識経験者	(会 長) 廣木 克行	神戸大学名誉教授
	(副会長) 新井野 久男	芦屋大学准教授 芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員長
市議会議員	重村 啓二郎	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
青少年関係団体の代表者	曾和 義雄	芦屋市保護司会会長
	守上 三奈子	芦屋市子ども会連絡協議会会長
	近藤 誠人	芦屋市 P T A 協議会会長
	中田 伊都子	芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員
	大塚 圭子	芦屋市青少年育成愛護委員会会長
市民委員	星野 典子	市民公募委員
関係行政機関の職員	小牧 直文	芦屋警察署生活安全課長
	大久保 文昭	芦屋市立山手中学校校長
	中村 尚代	芦屋市教育委員会社会教育部長

4 芦屋市子ども・若者計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市子ども・若者計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市子ども・若者計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・若者計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 子ども・若者計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、社会教育部長をもって充て、副委員長は、社会教育部青少年育成課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、社会教育部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

技監
企画部長
総務部長
総務部参事(財務担当部長)
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
市立芦屋病院事務局長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2 (第5条関係)

企画部企画課長
総務部文書統計課長 q q q q
総務部財政課長
市民生活部男女共同参画推進課長
市民生活部経済課長
市民生活部児童センター所長
福祉部地域福祉課長
福祉部主幹(トータルサポート担当課長)
福祉部福祉センター長
福祉部生活援護課長
福祉部障害福祉課長
こども・健康部こども政策課長
こども・健康部こども課長
こども・健康部健康課長
市立芦屋病院事務局総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

芦屋市子ども・若者計画

平成 27 年 3 月 発行：芦屋市

住所：〒659-0072 兵庫県芦屋市川西町15番3号

TEL：0797-22-0358 FAX：0797-22-1633

編集：教育委員会社会教育部青少年育成課

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/index.html>